



INTERNATIONAL **RED CROSS** 2013

© 日本赤十字社 / Fuminori Sato

紛争 世界中の武力紛争で 4,250 万人が難民、避難民となっている。



©Ibrahim Mall /SARC



© ICRC / N. Ismail

深刻な内戦状態が続くシリアからヨルダン、レバノン、トルコなどの周辺国に脱出した難民は 100 万人に達しています。住む場所を追われた人々には水や食糧、安全な住まいや健康管理など様々な支援が求められます。

地雷 世界各地で紛争後も残る地雷原。カンボジアでは身体障がい者の 6 割が地雷の被害者と言われる。



© IFRC



©ICRC

カンボジアに今なお残る地雷原。地雷が完全に撤去されるまでには何年ものかかるとされており、当面の間、多くの人々が地雷埋設地域に住み続けざるを得ません。

水不足 安全な水にアクセスできない人々は、世界で 7 億 8,000 万人にも達する。



エリトリアでは多くの人々が慢性的な水不足に悩まされています。不衛生な飲み水は人だけでなく、家畜の健康にも深刻な悪影響を及ぼします。

©IFRC

食糧危機 世界で 8 億 6800 万人（8 人に 1 人）が飢えに苦しむ。



ジブチ、エチオピア、ケニア、ソマリアなど「アフリカの角」における隠れた災害「食糧危機」。何年にもわたる干ばつや強盗により家畜を失った農村地域の人々は、わずかな穀物やラクダの乳、茶や砂糖などで飢えをしのいでいます。

© IFRC / Alex Wynter

HIV/AIDS

毎年 250 万人が新たに HIV/AIDS に感染している。



HIV/AIDS 感染率がアジアで最も急激に増加しているインドネシア。感染経路としては、麻薬の注射器の共用や性産業によるものが多いといわれます。

© 日本赤十字社

自然災害

2002 年から 2011 年までに、自然災害の被災者数は 26 億人にのぼる。



ハイチでは、もともと貧困や不衛生な環境の中にあった人々の生活を大地震が襲い、国民の 4 分の 1 にあたる 230 万人が被災者となりました。

©IFRC/JOSE MANUEL JIMENEZ



～「静かなる緊急事態」に向き合う赤十字～

毎年、世界では紛争や自然災害、感染症などにより多くの人々が被害を受けています。その中で、メディアを通じて大きく報道され世の中の関心が集まるものはごくわずかです。災害の大きさや被害の深刻さと、注目度の高さとはいつも比例するとは限りません。今もなお、誰の目にも止まらず、忘れられた「人道危機」により苦しんでいる人々が世界中に数多く存在します。赤十字は、

そのような「静かなる緊急事態」のひとつひとつに向き合い、一人でも多くのいのちを守るために支援を届けます。日本赤十字社は、年間約 50 件の災害被害へ緊急支援を行っています。資金援助、物資援助、救援要員の派遣などその方法はさまざまですが、これからも変わらず世界中で支援を必要とする人々のために絶え間ない支援を続けていきます。

はじめに	2	世界の人道危機
赤十字とは	5	1 赤十字のなりたち 【ソルフェリーノの戦い】
	6	2 国際赤十字・赤新月運動とは 【国際赤十字・赤新月運動の基本原則】
国際活動のあらまし	8	1 国際赤十字・赤新月運動の3つの特徴
	9	2 発災から回復力 (resilience) の構築まで 【回復力 (resilience) とは何か】 【国際赤十字・赤新月社連盟「2020年に向けての戦略」】
		3 日本赤十字社の活動
緊急救援	10	1 災害時の緊急救援 1. 救援活動のツール 2. 災害法プログラム 3. 国連機関や NGO との連携 4. 災害時の緊急救援の実際 ハイチ大地震緊急救援
	13	2 紛争時の緊急救援 保護活動／支援活動／予防活動／赤十字間の連携 ICRC による緊急対応 (RD: Rapid Deployment) について 「現場からの声」【スーダン・南スーダン紛争犠牲者救援事業】 【ウガンダ抑留者訪問】
復興支援	16	1 赤十字の復興支援 2 復興支援の実際 ハイチ大地震災害復興支援 「現場からの声」【ハイチ大地震復興支援事業】 【チリ大地震復興支援事業】
開発協力	18	1 開発協力のポリシー
	19	2 開発協力の実施方法 【「災害に強い国・コミュニティの構築：兵庫行動枠組 2005－2015」について】
	20	3 開発協力事業の実際 1. 災害対策事業 ネパール地域防災事業 「現場からの声」【ネパール地域防災事業】 2. 保健衛生事業 ケニア地域保健強化事業 「現場からの声」【ケニア地域保健強化事業】 3. アジア・太平洋地域救急法普及支援事業 「現場からの声」【カンボジア救急法普及支援事業】
その他の国際活動	24	1 青少年赤十字
	25	2 血液事業 【昭憲皇太后基金】【フローレンス・ナイチンゲール記章】
	26	3 在サハリン「韓国人」支援事業
国際人道法	27	1 国際人道法の目的 2 国際人道法の要点 【赤十字標章の意味】 3 適用範囲
離散家族支援	29	離散家族支援
国際社会との関わり	31	国際社会における赤十字 【赤十字・赤新月国際会議】
	32	1 人道外交
	33	2 原子力災害 3 核兵器
人材育成	34	国際活動を担う人材の育成 【国際医療救援拠点病院】
パートナーシップ	36	1 国際赤十字のパートナーシップへの取り組み 2 日本赤十字社の取り組み
財源確保と会計システム	37	ICRC、連盟、各国赤十字・赤新月社の財源 2011 年度財務状況 (ICRC) 2011 年度財務状況 (連盟)



▲ © Ibrahim Mall / SARC



▲ ©Dhora Mathilde/French Red Cross



▲ © Cruz Roja Colombiana/
Silvia Ballen



▲ ©Jose Manuel Jimenez / IFRC



▲©ICRC / J. Björgvinsson

赤十字とは

1 赤十字のなりたち

1863年、戦争で傷ついた人々を敵味方の区別なく救うことを志したアンリー・デュナン等5人のスイス人が集まり、「5人委員会」が結成されました。これが今日の赤十字運動の最初の機関であり、「赤十字国際委員会（ICRC）」の前身にあたります。彼らが訴えたのは、戦争による負傷者の差別なき保護に加え、平時から救護団体を組織すること、そしてそのための国際的な条約を締結することでした。

この訴えは世界各地で共感を呼び、同年、スイス等16カ国

が「赤十字規約」を採択し、各国に戦時救護団体が組織されました。「赤十字」と命名されたこの人道支援機関は、緊急時のために平時から備え、互いに連絡を保つ体制の基礎を作りました。

それから150年、赤十字は世界中に広がり、紛争や自然災害、感染症など、様々な苦しみの中にある人々を支援するために活動しています。

【5人委員会】



▲ルイ・アッピア
Dr. Louis Appia



▲ギュスタフ・モワニエ
Gustave Moynier



▲アンリー・デュナン Henri Dunant



▲アンリー・デュフル
Henri Dufour



▲テオドル・モノワル
Dr. Théodore Maunoir

5

ソルフェリーノの戦い

スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年6月、フランス・サルディニア連合軍とオーストリア軍との間で行われたイタリア統一戦争の激戦地、ソルフェリーノの近くを通りかかりました。そこで見たものは、4万人にのぼる死傷者が打ち捨てられているという悲惨な有様でした。デュナンは、すぐに町の人々や旅人達と協力して、戦場に放置されていた負傷者を教会に収容するなど懸命の救護を行いました。

デュナンは、「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救われなければならない。」との信念のもとに救護活動にあたりました。

ジュネーブに戻ったデュナンは、自ら戦争犠牲者の悲惨な状況を語り伝えるとともに、1862年11月『ソルフェリーノの思い出』という本を出版しました。この中で、

- ①戦争の負傷者と病人は敵味方の差別なく救護すること
- ②そのための救護団体を平時から各国に組織すること
- ③この目的のために国際的な条約を締結しておくことの必要性を訴えました。その結果誕生したのが赤十字です。



▲現在のソルフェリーノの風景

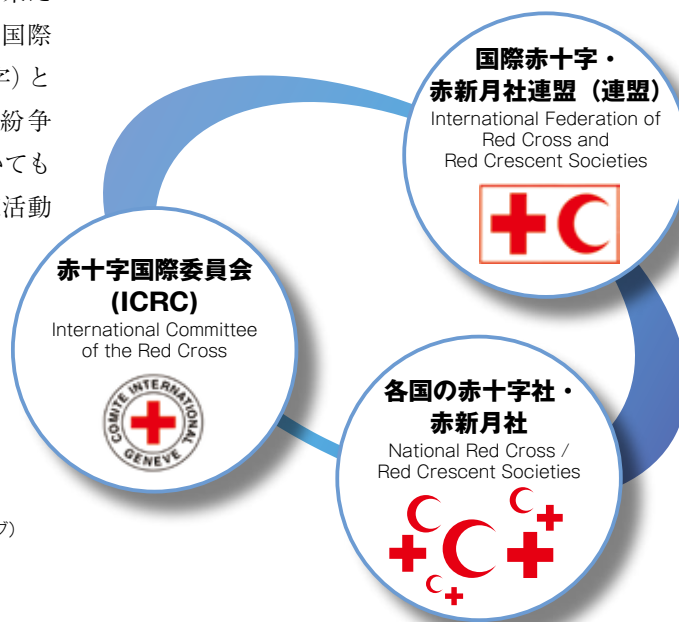
2 国際赤十字・赤新月運動とは

3つの機関が、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命を果たすために活動しています。これを「国際赤十字・赤新月運動」（国際赤十字）と呼んでいます。この3つの機関は、紛争時だけでなく、災害時、平時においても互いに協力・連携し、世界中で人道活動を展開しています。



▲赤十字国際委員会本部（ジュネーブ）

赤十字の国際的ネットワーク



▲国際赤十字・赤新月社連盟事務局（ジュネーブ）



▲日本赤十字社本社（東京）

●赤十字国際委員会(ICRC)

戦時救護を目的として1863年に設立された5人委員会は、1876年に名称を「赤十字国際委員会（ICRC）」に改めました。ICRCの中心活動は武力紛争の犠牲者に対して人道的支援を行うことであり、ジュネーブに本部を置き、現在、全世界で12,000人以上の職員が活躍しています。主な任務は次のとおりです。

- ・紛争時に、中立機関として犠牲者の保護と救済にあたること
- ・国際赤十字・赤新月運動の基本原則が守られるようにすること
- ・国際人道法の研究と普及を推進し、人道法が守られるようにすること
- ・新しい赤十字・赤新月社の承認を行うこと

●各国赤十字・赤新月社

赤十字の理念に基づき、各国で人道的活動を実施する組織です。現在、世界に188社（赤十字社153社、赤新月社34社、イスラエル・ダビデの赤盾社）があります。赤十字の基本原則により、1国には1つの赤十字社のみ存在します。赤新月とは、イスラム圏の国々が赤い十字の代わりに用いている、赤い三日月のマークです。2006年には、3つ目のマークとしてレッド・クリスタルが採用されましたが、いずれも同じ使命を担って活動する赤十字運動の一員です。各国赤十字・赤新月社は大規模災害などの際には、互いに協力して支援活動を行います。

●国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）



赤十字 赤新月 レッドクリスタル

1919年に設立された、各国の赤十字・赤新月社の連合体です。連盟の中心活動は各国赤十字・赤新月社とともに行う災害被災者への支援や保健衛生分野での取り組みなどです。独自の憲章を持つ独立した国際機関で、ジュネーブの事務局のほか、世界60カ所以上に代表部を置き、現在、全世界で2,100人あまりの職員が活躍しています。連盟の主な任務は次のとおりです。

- ・各国赤十字・赤新月社の人道的な活動を支援・推進すること
- ・各国赤十字・赤新月社の連絡調整・研究を行うこと
- ・各国赤十字・赤新月社の設立・発展を促進すること
- ・災害時の国際救援活動の調整をすること

国際赤十字・赤新月運動の基本原則

国際赤十字・赤新月運動の基本原則は、1965年、ウィーンで開催された第20回赤十字国際会議において宣言されたものです。これらは赤十字のすべての活動の基盤です。「人間の生命は尊重されなければならないし、苦しんでいる者は敵

味方の区別なく救われなければならない」という人道の原則こそ赤十字運動の基本であり、他の6つの原則は人道を実現するために必要となるものです。

国際赤十字・赤新月運動の基本原則

The Fundamental Principles of the International Red Cross and Red Crescent Movement

人道 Humanity

国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字・赤新月）は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月は、すべての国民間の相互理解、友情、協力、及び堅固な平和を助長する。

公平 Impartiality

赤十字・赤新月は、国籍・人種・宗教・社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中立 Neutrality

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は、戦闘行為の時にいずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的・人種的・宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

独立 Independence

赤十字・赤新月は独立である。各国赤十字・赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるよう、その自主性を保たなければならない。

奉仕 Voluntary Service

赤十字・赤新月は利益を求めない奉仕的救護組織である。

単一 Unity

いかなる国にもただ一つの赤十字・赤新月社しかありえない。赤十字・赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性 Universality

赤十字・赤新月は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字・赤新月社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。



▲ © Turkish Red Crescent

国際活動のあらまし

災害や紛争の背景には、社会情勢、経済事情、歴史、政治、環境問題などの要因が絡み合い、その様相や被害状況は被災地域によって様々です。そのため、国際活動に求められるニーズも多種多様であり、またそのニーズ自体、刻一刻と変化していきます。

そうした被災地のニーズに的確に応えるため、赤十字の国

際活動は、各国赤十字・赤新月社と、その連合体である国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）、紛争犠牲者への支援を行う赤十字国際委員会（ICRC）が、相互に協力し合いながら実施しています。それにより、事業の重複や混乱を避け、被災者が本当に必要とする支援を届けることができるのです。

1 国際赤十字・赤新月運動の3つの特徴

政府機関、国連組織、NGO(非政府組織)など、国際援助に携わる団体は数多く存在します。その中で、国際赤十字・赤新月運動は以下の3つの特徴を活かして世界規模の人道活動を展開しています。

共通の理念・原則 国際赤十字・赤新月運動の基本原則や国際人道法など、赤十字の活動の根拠となる共通の理念と原則に基づいて活動します。

ボランティアの力 全世界で9,700万人にも及ぶ赤十字のボランティアが、地域の隅々にまで根を張り、最も弱い立場にある人々のために活動します。

国際的なネットワーク 世界188の国と地域に赤十字・赤新月社があり、それぞれの資源やノウハウ、特徴を活かして、互いに連携して活動します。

2 発災から回復力（resilience）の構築まで

紛争や自然災害による被害は、単に規模の大きさだけで決まるのではなく、国や地域社会、さらには各世帯や個人が持つ対応能力との掛け合わせによって大きく左右されます。つまり、たとえ災害が発生しても、その被害を防ぎ軽減することが人々の努力によって可能なのです。

そこで赤十字では「緊急対応」からその後に続く「復興支

援」、さらには平時の備えとして行う「災害対策」まで一環して継続的な支援を行います。そして、災害に対応するそれぞれの段階や地域の実情に応じて、被災者の苦痛を軽減するための支援を行うとともに、地域の対応能力を高めることを通じて将来の被害を防ぐ「回復力（resilience）」を高めるための活動を行っています。

回復力（resilience）とは何か

回復力（resilience）とは非常に幅広い意味を含んだ概念ですが、連盟はこれを次ように定義しています。

『「resilience」とは、国や地域、個人や団体の、災害や危機の状況、潜在的な脆弱性に対する予測や減災、対応、長期的視

点を保持した復興の能力を指す。』

回復力（resilience）という用語はもともとマテリアル工学や生態学において使われていたもので、後に他の様々な社会規範や心理学などの分野においても使われるようになりました。

国際赤十字・赤新月社連盟

「2020年に向けての戦略（Strategy 2020）」

2009年11月、ケニア・ナイロビにおいて開催された国際赤十字・赤新月社連盟総会において「2020年戦略」が採択されました。この戦略では各国赤十字・赤新月社の共通の核となるべき目標や活動内容が以下のように示されています。

1. 私たちは何者か（ビジョン）

赤十字は、社会的に弱い立場にある人々の生活を改善する使命に従い、地域社会とそのニーズの変化を踏まえながら、社員とボランティアのネットワークを生かして、人々の苦痛の予防と軽減に貢献します。

2. 私たちは何をすべきか（目標）

- ①（災害救援と復興）地域社会の対応能力を超えた災害に対処し、復興を支援します。
- ②（保健衛生と安全）個人や地域社会の回復力を強化することを通じて、人々の健康を守り将来の災害に備えます。
- ③（社会的統合）高齢者や障がい者、孤児、移民など社会的、経済的に不利な条件におかれた人々の社会的一体性を促進します。

3. 私たちはどのように行動するか

- ・地域社会における赤十字のネットワークを育成し、活動基盤を強化します。
- ・新たな支援ニーズに早急に対応し、人道危機の予防と沈静化を促します。
- ・人道問題、災害救援、医療保健、社会福祉などの分野で政府の補助的役割を果たします。
- ・外部団体、専門家、企業などと協力して活動します。
- ・受益者、寄付者、政府などへの説明責任を果たします。

3 日本赤十字社の活動

日本赤十字社は、「日本赤十字社の国際活動の基本方針（2009年度～2013年度）」と国際赤十字の決議等に基づき、国際赤十字の一員として、世界各地での紛争や自然災害等の被災者を救援し、復興支援活動を行うとともに、特にアジアでの防災活動、アフリカでの疾病の予防と健康増進に重点を置く中・長期の支援を実施します。活動にあたっては、

支援を必要とする人々や地域が持つ力（回復力）を尊重し、支援の効果が持続的に定着することに重点を置きます。

また、国内では国際人道法の普及に努め、ICRCや連盟等とともに、原子力災害や核兵器問題に対する国際赤十字としての取り組みを積極的に推進し、提言を行っていきます。

主な取り組みは次のとおりです。

- 紛争や自然災害における緊急救援事業の実施と緊急即応体制の強化
- 復興支援事業の実施
- 中長期にわたる開発協力事業の実施
- 国際人道法の普及
- 赤十字・赤新月国際会議等における政策提言の実施
- 原子力災害、核兵器問題への国際赤十字としての取り組みの推進
- 国際活動に従事する人材の育成
- 国内企業・団体等と連携した活動の推進



▲マングローブの生育を調査するベトナム赤十字社のスタッフ © 日本赤十字社

緊急救援

▲ ©IFRC

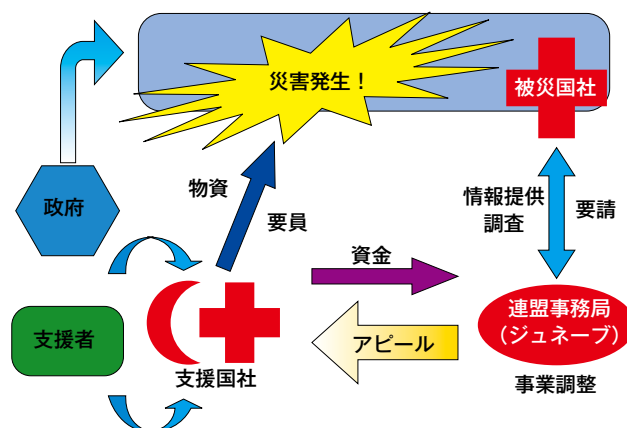
世界各地では、絶え間なく自然災害や紛争が発生し、日々、人々のいのちや健康を脅かしています。大規模な災害や紛争が発生すると、何よりもまず、被災者に対する医療や衣食住の支援といった緊急救援が必要となります。緊急救援は赤

十字のもっとも重要な使命の一つであり、支援を必要とする人々へ迅速にアクセスするため、平時から緊急事態への万全の備えをしています。

1 災害時の緊急救援

地震や津波、台風、洪水、干ばつなどによって世界中で毎年多くの人々が死傷し、住まいや財産が失われています。これら災害発生時の緊急救援は、赤十字の最優先活動です。

自然災害が発生し、その国の対応能力を超えた救援活動が必要と判断される場合、被災国の赤十字・赤新月社は救援活動を続けながら、連盟に国際的な支援を要請します。連盟は、この要請に基づきニーズ調査を行い、支援計画として「緊急救援アピール」を発表します。各国赤十字・赤新月社はこれに対し、連盟の調整のもとで資金・物資・救援要員の派遣などの支援を行い、被災国赤十字・赤新月社の救援活動をサポートします。



1. 救援活動のツール

緊急対応ユニット

(ERU : Emergency Response Unit)

ERUは、大規模な災害等が発生した際に、赤十字の迅速な救援活動を可能にするための連盟の災害救援ツールで、予め訓練を受けた人員や資機材の総称です。1990年代以降に生まれた構想で、基本的なコンセプトは、以下の2点に集約されます。

- 1) 現地の社会インフラが機能しなくなる緊急事態や大規模災害の発生に備え、各国赤十字・赤新月社は、緊急出動可能な訓練された専門家チームおよび資機材をユニットとしてあらかじめ整備しておく。



▲ ERU の仮設診療所での診察（パキスタン洪水緊急救援）© 日本赤十字社

2) 緊急事態や大規模災害の発生後、連盟の調整の下、ERUを緊急展開し、当面1カ月間、他からの支援を得ることなく自己完結型のチームとして活動を行い、最長4カ月間活動を継続する。その間は派遣する人員・活動経費共にERUを派遣した赤十字・赤新月社が負担するが、その後は連盟の調整の下、被災国の赤十字・赤新月社等に資機材や活動を引き継ぐ。

- ・ 病院ERU : 大規模手術、入院を含む総合医療
- ・ 基礎保健ERU : 基礎保健、診療所等を設置しての基本的な医療、母子保健、予防接種等
- ・ 給水・衛生ERU : 生活用水や保健医療活動に必要な水の提供、トイレの設置や下水処理等
- ・ 通信ERU : 現地での通信環境の整備
- ・ ロジスティクスERU : 救援物資の調達・保管や救援資機材の輸送
- ・ 救援ERU : 受益者の登録および救援物資の配付
- ・ ベースキャンプERU : 各国赤十字社のERU要員向け宿泊地、事務所、キッチン、トイレ等の提供

大規模災害の救援現場では、各国から多様なERUが集まり、総合的な救援活動が行われます。

なお、ERUは先進国の赤十字社を中心に整備されており、日本赤十字社もアジア・大洋州地域内で唯一、基礎保健

ERUは、後述の「FACT」によるニーズ調査においてその必要性が確認されてから、連盟より派遣要請が出され、その指示に基づき派遣・展開されることになります。

被災地の多様なニーズに対応するため、以下のようなERUが各国赤十字社において整備されています。

日本赤十字社からのERUの派遣

年・月	災害名
2001年 1 月	インド地震
2003年12月	イラン南東部地震
2004年12月	スマトラ島沖地震・津波
2005年10月	パキスタン地震 (ICRC)
2006年11月	ケニア洪水
2008年12月	ジンバブエ コレラ禍
2010年 1 月	ハイチ大地震
2010年 2 月	チリ大地震
2010年 8 月	パキスタン洪水
2010年11月	ハイチ コレラ禍
2012年 8 月	シエラレオネ コレラ禍

ERUを2001年から整備・保有し、2012年までに計11回、大地震や洪水被害に対して派遣されてきました（人員のみの派遣の場合を含みます）。

フィールド調査・調整チーム (FACT : Field Assessment and Coordination Team)

FACTとは、各国赤十字・赤新月社や連盟のスタッフにより構成された調査・救援調整チームです。災害発生後、24時間以内に現場へ派遣され被災状況やニーズの調査を実施し、支援計画である緊急救援アピールの骨組みとなる情

報を収集します。救援分野の専門的知識や経験、被災地での調整能力などが求められるため、選抜された経験豊かなスタッフにより構成されます。

給水・衛生キット (Water and Sanitation Kit)

給水・衛生キットは、中規模の災害における給水・衛生関連活動のツールとして連盟が開発したものです。国際支援が必要とされる災害時に、ERUが展開されるより早く被災国赤十字・赤新月社のスタッフやボランティアの手で災害対応ができるよう、あらかじめ災害多発国に配備されています。このキットには、浄水器や給水タンク、水質検査キット、簡易トイレ用資材、衛生教育用の文房具が含まれています。

日本赤十字社は、アジア・大洋州地域の災害多発国にこれらの資機材を配備し、さらに配備国の赤十字・赤新月社のスタッフやボランティアがキットを効果的に運用できるようにするための人材育成を行っています。

2012年には第一次整備としてネパールへの配備を完了し、配備先の2カ所の地域では運用研修が開催されました。また、2013年には新たにバングラデシュに配備します。



▲ネパールに配備された給水・衛生キット © 日本赤十字社

2. 災害法プログラム

災害に関連する法や基準がそれぞれに大きく異なる国々から、被災国が医療面や物資などの様々な援助を受け入れる際には、国内の関税や医療に関する法により円滑な受入れや効果的な活用が困難になることが多くあります。こうした海外からの円滑な受入れを可能にするための法整備を奨励することを目指して策定されたのが、『国際的な災害救援および初期復興支援の国内における円滑化および規制のためのガイドライン』（IDRLガイドライン）です。

IDRLガイドラインは、2007年11月に行われた第30回赤十字国際会議において採択され、実用化に向けた作業が連盟、各国赤十字・赤新月社およびジュネーブ条約採択国政府の間で進められてきました。

また、2011年11月の第31回赤十字・赤新月国際会議において、突発災害時のためのIDRLガイドラインに加え、各国における災害法の整備の防災・減災への貢献や災害後の仮設シェルター設置時の法的障壁についての研究も始まっています。

3. 国連機関やNGOとの連携

赤十字は、災害や紛争発生時に、国連機関やNGOとの緊密な連携・調整のもと、活動を展開しています。メディアが発達した今日では、災害発生の一報をきっかけに多くの国の救援隊やNGOが被災地へ駆けつけます。そうした様々な機関の活動が互いに重複したり混乱が生じたりしないよう、調整を図ることが非常に重要です。

（1）救援活動における国際的な基準策定への動き

救援に関わる機関やNGOの増加にともない、救援の費用対効果や基本的人権の確保といった視点からも、救援活動の内容について一定の国際基準が求められるようになりました。

1994年には、主要なNGOと赤十字が協力して作成した「国際赤十字・赤新月運動及び災害救援を行う非政府組織（NGO）のための行動規範」（通称：Code of conduct）という人道援助（救援活動）に関する倫理規程が採択され、2012年現在、500以上の国や団体が加盟しています。また、1999年に始動した「スフィア・プロジェクト」により、食糧援助や難民キャンプ設営など、より具体的な技術面についての「人道憲章と災害援助に関する最低基準」が設定されました。

（2）赤十字が中心となる自然災害時のシェルター（避難所等の住居及び生活用品）の運営

災害や紛争の被災者に対する支援において、いくつかの主要機関が特定の分野を主導します。栄養問題や給水・衛

生問題はユニセフ（国連児童基金）、保健サービスはWHO（世界保健機関）、物資輸送はWFP（世界食糧計画）、紛争難民へのシェルターはUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）などです。そうした中で、自然災害時のシェルターについては、担当する機関がありませんでした。

赤十字は、これまで被災地や紛争地で積極的にシェルターの提供を行ってきたことから、国連からの要請を受けてシェルター分野での主導機関として、その実績と世界的なネットワークを活かしています。

（3）平時における他団体とのパートナーシップ

国内外で発生する紛争や災害時に日本赤十字社は、NGO、経済界、行政による対等なパートナーシップの下、協力・連携して緊急援助をより効率的かつ迅速に行うために組織された「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」に参画し、平時より他団体との情報共有や連携の強化を図っています。

4. 災害時の緊急救援の実際 【ハイチ大地震緊急救援】

2010年1月12日、現地時間午後5時頃、ハイチ共和国の首都ポルトープランスから南西に約25キロ（震源の深さ 約10キロ）でマグニチュード7.0の大地震が発生。死者30万人以上、負傷者30万人以上、約18万8千戸の家屋が損壊し、被災者は国民全体の4分の1にあたる230万人に及ぶという甚大な被害をもたらしました。

日本赤十字社は、地震発生当日に職員を現地に派遣し、被災状況の調査・調整を行い、1月17日には基礎保健ERU（緊急対応ユニット）を出動させました。以後約6ヵ月間にわたり、ポルトープランス市とレオガン市の2カ所で仮設診療所での診療や予防接種などの支援活動を展開し、同年7月15日までに、のべ6班66人を派遣しました。ポルトープランス市で11,728人、レオガン市で11,782人を診療したほか、感染症を予防するため35,217人に対して予防接種を実施し、診療所内で衛生知識の普及活動も行いました。



▲ ERUの仮設診療所で診察をする日赤医師（ハイチ）© 日本赤十字社

2 紛争時の緊急救援

赤十字の誕生以来、その活動の中心となってきたのは、武力紛争（紛争）における犠牲者への支援であり、紛争地における赤十字の活動を主に担っているのが赤十字国際委員会（ICRC）です。ICRCは、現在紛争が続いている国や地域、また難民や国内避難民が発生している各地に代表部を置いており、政府や各国赤十字・赤新月社、連盟等と協力しながら、紛争犠牲者の支援にあたっています。

紛争地におけるICRCの主な使命は、

- ・紛争犠牲者の保護と支援
- ・離散家族の連絡回復・再会支援(家族をつなぐ赤十字通信の配達、追跡調査等)
- ・捕虜、被拘束者の訪問
- ・国際人道法の普及と実践

等であり、具体的な活動としては、①保護活動、②支援活動、③予防活動、④赤十字間の連携 の4つに分類されます。

（1）保護活動

敵に捕らえられた兵士や文民は、敵から非人道的な扱いを受ける可能性があるため、ICRCはこのような人々が人道的な取り扱いを受けることを確保するために、捕虜や被拘束者を訪問します。その際、ICRCの職員は立会人なしに拘束状況を調べ、改善が必要な場合には、外部に公表することなく拘束している当局に働きかけます。ICRCがこの活動を行う権限は、国際人道法によって与えられています。2011年の1年間に、75カ国の1,869カ所の刑務所や収容施設において、ICRCの関係者が540,828人の被拘束者を訪問しました。

またICRCは紛争において離れ離れになった家族の絆を回復する離散家族支援活動も行っています。世界に広がる赤十字・赤新月のネットワークを駆使したICRCの活動により、2011年には1,505人が家族との再会を果たしました。（※離散家族支援については、P.29参照）



▲ ICRC から支給された日用品等を運ぶコートジボワールからリベリアに逃れた難民 © ICRC / P. Yazdi

(2) 支援活動

ICRCは紛争で被害を受けた一般市民や、紛争で傷ついた兵士に対して支援活動を行います。紛争現場では迅速な対応が必要となるため、ICRCは世界各地に人と物資の輸送体制を整えて有事に備えています。敵味方の区別をせずに支援を行なう公平で中立、かつ独立した国際組織として、救援物資の配付、医療・保健サービス、水へのアクセス、持続可能な生計を保障するための支援などを提供します。



▲シリア内戦で負傷した子どもを支援する ICRC のスタッフ
© ICRC / Ibrahim Malla

(3) 予防活動

ICRCは紛争が発生してからだけではなく、平時においても、いざ紛争が起きたときに被害が最小限にとどまるよう、予防活動も行っています。具体的には、戦争におけるルールである国際人道法の順守を確保するための軍や当局への働きかけや、地雷や不発弾などが紛争後に一般市民にもたらす不用の苦痛を軽減するための啓発活動などを行っています。（※国際人道法については、P.27参照）



▲兵士に対する国際人道法の普及活動（ナイジェリア）© ICRC / B.Heger

「教育こそが最高のプレゼント」

小川 里美 日本赤十字九州国際看護大学 准教授 (ICRCスーダン・南スーダン紛争犠牲者救援事業担当)

20年以上続いた内戦の末、2011年7月に独立を果たした南スーダン。1983年から2005年には多くのいのちが奪われ、数百万人の住民が難民となり、農地やインフラも荒廃しました。悲惨な内戦を乗り越え、新しい歩みをスタートさせた南スーダンですが、独立以降も南北両者の対立により国境付近では武力衝突が相次いでいます。ICRCは、緊張状態にある南北スーダンの国境付近マラカルにて、病院の運営、衛生管理、外科巡回診療などの支援を行っています。

私は、2011年から2012年にかけて2回のミッションで合計約6カ月間、マラカル教育病院で外傷患者の治療や看護士の指導にあたるかたわら、武力衝突が起きた際に出勤する医療外科チームの一員として野外の救援活動に従事しました。マラカル病院は地域の基幹病院であるにもかかわらず、人材・設備不足が深刻です。緊急手術には対応できず、医療器材の滅菌・消毒もされていません。看護士のほとんどは読み書き、計算ができないので、カルテは読めず薬の量も計れず、注射も見よう見まねで行う状況です。文字が読めない看護士のために、ときには絵をかくて説明

をするなど、工夫を凝らして根気強く指導にあたりました。この国の医療に必要とされているのは、高度な技術ではなく看護の質の向上です。救えるはずのいのちを守るためには、教育こそが最高の支援です。



▲患者を搬送する小川看護士 © ICRC / Tom Stoddart

現場からの声

(4) 赤十字間の連携

紛争地域での救援活動はICRCが主導することが多く、他の機関と連携して活動する場合には、主導機関として協力機関の支援や各種調整にあたります。また国際人道法や国際赤十字・赤新月運動の基本原則の普及、保健医療の提供、離散家族などの情報交換においても緊密な連携が取られます。

ICRCによる緊急対応

(RD : Rapid Deployment) について

ICRCの緊急対応 (RD : Rapid Deployment) とは、紛争状況下にあるICRCの活動国・地域において緊急事態が発生した際に、連盟の自然災害時の緊急救援ツールである緊急対応ユニット (ERU : Emergency Response Unit) を活用し、ICRCの指揮のもと救援活動を展開するものです。

2008年に始動したRDプロジェクトへ、現在、日本赤十字社を含む12のERUを保有する赤十字社が参画しています。有事には、各国赤十字社はICRCからの要請に基づいて48時間以内に指定された場所へ資機材や人員を動員し、最長3カ月間の活動を実施します。

日本赤十字社は、2012年12月に発生したフィリピン

南部台風の被害に対し、ICRCの要請に基づき、フィリピン赤十字社とICRCが共同運営する仮設診療所へ医療チームと資機材を出動させ、救援活動を実施しました。これは、日本赤十字社がRDプロジェクトを通じて保健・医療活動を実施した初めてのケースです。



▲フィリピン南部台風救援の現場で薬の飲み方などを患者に説明する薬局担当の看護師

© ICRC /H.Makabe

「刑務所、収容所、難民キャンプの内側で 苦しんでいる人のために」

五十嵐 玲奈 ICRCウガンダ駐在員(保護活動担当)

2012年に独立50周年を迎えたウガンダは、自然が豊かな国です。アフリカ大陸の中央部、赤道直下に位置し、ヴィクトリア湖を始めとする多くの湖や、緑の覆われた山々など、その美しさは「アフリカの真珠」と言われます。

そのウガンダでは、過去の紛争により、多くの人々が収容されたり、難民となって暮らしています。私の任務は、警察や刑務所、軍事施設などの収容所を訪問し、被拘束者への処遇の改善や収容所の環境改善を図るほか、難民キャンプで離れ離れになった家族を探す支援を行っています。

収容所や難民キャンプの人々と話していると、その背後にある問題の大きさに圧倒され、自分の無力さを感じてしまうこともあります。そんな時は、赤十字としてやるべきこと、できることに集中して、仕事に取り組むようにしています。

世界には、紛争の犠牲になって苦しんでいる人が多くいます。ウガンダでの活動はほんの小さな支援かもしれませんが、それでも、収容所で外部との接触も限られている人達は、赤十字が訪問して、ほんの少し会話を交わすだけで、とても喜んでくれます。これが

らも、目の前で苦しんでいる、赤十字の支援を必要とする人々のために活動を続けて行きたいと思っています。



▲難民キャンプでの地道な聞き取り調査も重要な支援 ©ICRC

復興支援

▲ ©IFRC/ Jakob Dall

大規模な災害では、住居の再建や保健医療システムの回復など、地域の復興に長い時間を要します。そのため、緊急救援のニーズが終了した後も、被災者の生活や健康が将来にわたって脅かされ続けることがあります。そこで、赤十字は、

国連等が被災国政府とともに策定する全体復興計画の中で赤十字が行なうべき中長期計画を策定し、他のNGO等とも連携しながら多岐にわたる復興支援事業を行っています。

1 赤十字の復興支援

赤十字による復興支援は、災害などで被災した人々のいのちと健康、尊厳を守ることを目的に、人々が自らの力で立ち直り、健康で自立的な生活を取り戻すために必要な支援を行うことです。どのような地域であっても、人々は本来、危機から回復する力（resilience）を持っています。赤十字は、復興に向けた計画・立案から実施まで、地域の人々とともに進めていきます。

具体的には、被災した住宅や保健医療施設の再建など、

被害の復旧にとどまらず、被災国の赤十字・赤新月社での救援物資の備蓄やボランティアの訓練、さらには地域での防災の取り組みを促す啓発活動などを実施します。人々や地域社会への支援を通じて、災害に強い社会や地域づくりを支援につなげていくことが最大の目的です。赤十字による支援の特徴は、救援から復興、そして防災対策までを一連のプロセスで捉え、継ぎ目なく実施するところにあります。

2 復興支援の実際

【ハイチ大地震災害復興支援】

2010年1月に発生した地震では、緊急救援活動に続いて、130の国や地域の赤十字・赤新月社が連携して、復興への取り組みを続けています。その活動分野は住宅再建と生活支援、保健医療、水と衛生など多岐にわたります。2012年までにおよそ3万5,000人が仮設テントから安全な住居へと移り、8万人以上が清潔な水を得られるようになりました。学校や病院の再建も進み、赤十字ボランティアなどにより260万人に救急法など病氣や怪我から身を守る知識や技術を普及しました。

日本赤十字社は2010年7月より、震源地に近いレオガン市で保健・衛生知識の普及、安全な水の供給、衛生設備の整備など、復興に向けた取り組みを始めました。地域のボランティアによる清掃活動や健康相談、衛生知識の普及、給水所やトイレの維持管理を支援するほか、給水所の建設や修

繕、トイレの建設を行っています。日本赤十字社からはこれまでに11人の駐在員を派遣し、さらに引き続き看護師等を派遣して復興支援事業に取り組んでいます。



▲集まった子どもたちに、紙芝居を使って健康について学んでもらう
© Fuminori.Sato / JRCS

「一歩ずつ、ハイチのボランティアと 取り組む衛生促進活動」

藤田 容子 日本赤十字社ハイチ駐在員（ハイチ大地震復興支援事業・衛生促進活動事業担当）

「西半球の最貧国」と言われるハイチ共和国は、カリブ海に浮かぶ、人口 1,008 万人の小さな国です。水道普及率は 63%、トイレ普及率は 17%と低く、2010 年の大地震からの復興には、こうした保健衛生環境の改善が急務とされています。

私が担当するレオガンという町の人々は、きれいな水を汲むために往復一時間を費やし、洗濯や入浴は茶色く濁った川の上澄みで済ませます。トイレがないので、多くの人々が畑や藪、小川や路地で用を足します。赤十字は、復興支援の一環として、トイレの建設や給水所の増設・修復を行い、その普及率向上に貢献しています。しかし、「トイレがあっても使わない」、「給水所に行かず川の水を利用して」、「あるいは「汚れたバケツに水を溜めている」な



▲被災地の人々に衛生管理の重要性と具体的な方法を伝える
© Fuminori.Sato / JRCS

ど、人々の生活行動が変わらないと、状況は良くなりません。

一方的に説明しても、幼い頃から習慣となっている生活行動は、そう簡単には変わりません。この国で、変化を目指すのは無理なのではと、落ち込むこともありましたが、しかし、現地のボランティアとともに、住民一人一人とじっくり話し合いを重ね、根気よく活動が続けることが大切なのです。



▲現地スタッフの育成も日赤駐在員の大切な役割
© Fuminori.Sato / JRCS

「支援は 17,000km という距離を越えて」

土屋 和吉 日本赤十字社チリ駐在員（チリ大地震復興支援事業担当）

私の駐在しているチリ共和国は南米に位置します。イースター島を始め、ワインやサーモンなど、日本人にとって比較的馴染みの深い国かもしれません。赴任当初のある春の日に「桜」の花を見つけホッとしたり、人間性も似ていたり、日本を思わせる瞬間があります。

両国には地震が多い、というのも共通点です。2010 年 2 月の大地震では津波も発生し、多くの住民が家財だけでなく、生きる術である漁業道具を流失しました。私が担当しているのは沿岸部の生計再建であり、第 1 期支援としてボートやエンジンの配付を実施しました。新しいボートを大事に受け取り、「これで再び海に帰ることが出来る！本当にありがとう！」と深く刻まれた皺に涙を染み込ませながら海に向かう漁師たちの姿を目の当たりにし、今度は自分が涙をこらえることが出来なくなりました。漁業が徐々に再開する中で、現在は第 2 期支援として漁業関連団体への支援が始まったところです。漁師ら



▲土屋要員とチリ赤十字スタッフ
© 日本赤十字社

自身が企画・立案したプロジェクトを実現する取り組みです。団体によっては申請書類を作成するのも初めてというところもあり、チリの赤十字スタッフの助言を受けながら作り上げた、食堂運営計画や、馬を使った伝統的地引網の道具の整備計画など合計で 20 ほどのプロジェクトが実施されていきます。

日本の皆さまの温かな支援と想いは、17,000km という距離を越えて、チリまで届いています。地震の脅威、その引き起こす痛みや苦しみ、そして希望をもつことの大切さを知る両国がこれからもよきパートナーでいられるよう、赤十字の活動に携わる者として願っています。



▲支援したボートと漁師
© 日本赤十字社



▲◎ 日本赤十字社

世界中で、多くの人々が不衛生な水や生活環境、感染症、栄養不足などでいのちや健康を脅かされています。また、繰り返し発生する地震や豪雨、干ばつなどの自然災害の脅威にもさらされています。

このように、生命や暮らしを脅かす深刻な問題に対して、人々が自ら立ち向かい、状況を改善していくための支援をするのが赤十字の開発協力事業です。具体的な活動分野としては、①将来の災害のリスクを最小限に抑えるための「災害対策事業」、②感染症や衛生問題を改善する「保健事業」、③活動の主体となる地域社会（コミュニティー）や地元赤十字・赤新月社の取り組みを強化する「活動基盤の強化」などがあります。これらの活動がお互いに連携し合うことで、たとえインフラ整備が十分ではない地域においても、回復力

（resilience）が高まり、将来にわたって人々のいのちと健康を守ることが出来ます。



▲赤十字の支援で設置された村の井戸で水を飲む少女（ジンバブエ）◎ 日本赤十字社

1 開発協力のポリシー

開発協力事業は、赤十字の事業の中でも比較的歴史が浅く、1960年代の後半から相次いだアフリカ諸国の独立の中、各国の開発計画を促進する形で始まりました。1980年代は「予防は治療にまさる」との考え方にに基づき、救援から開発までの連続的な流れの中で、開発協力事業を強化することになりました。

1995年に開催された連盟総会では、「開発のポリシー（Development Policy）」が採択され、赤十字の行う開発協力の目的が明記されました。

- ・赤十字の活動の使命である「最弱者層の苦痛の予防と軽減」を達成するためのプロセスである。
- ・地域社会、家族、個人レベルで抱える災害や疾病などに対する対応能力を高め、弱さを克服するためのプロセスである。
- ・援助の実施主体である、各国赤十字・赤新月社の活動能力を強化して行う。

・世界各国の赤十字・赤新月社が協力して取り組む。

このように、地域にある資源を活用し、人々が自ら危機を克服し回復する力（resilience）を高めることを通して、人々の脅威となっている問題の改善を図る取り組みが開発協力のポリシーです。



▲防災の日のイベントに合わせて救急法のデモンストレーションをする赤十字の職員（ネパール）◎ 日本赤十字社

2 開発協力の実施方法

国連機関やNGOと比較して赤十字の事業の大きな特色は、世界各国に、共通の原則に基づいて活動している188の赤十字・赤新月社が存在することです。そして、各国の赤十字・赤新月社の活動範囲は国の全土に及び、地域の中に支部やボランティア組織が整備されています。

赤十字の開発協力は、通常、事業を実施する国の赤十字・赤新月社が全体の計画作りや資金管理、政府や他の団体との調整などを行い、事業そのものは地域の人々や地元赤十字のボランティアが主体となって行います。

一方で、支援する側の赤十字・赤新月社は、事業を行う姉妹社に対して、資金のみならず人や物資、技術、ノウハウなどを提供しながら、活動を支援し、その成果を寄付者に報告する役割を担っています。

連盟は、事業をする側と支援する側とを結び付け、事業の全体管理・調整を行う役割を担っています。赤十字の

国際的なネットワークを活用し、長期的な観点で現地の赤十字・赤新月社の組織基盤を確立させ、その活動を活性化していくことによって、住民の自立を助け、将来的にも「持続可能な開発」を実現することができるのです。



▲災害弱者と言われる女性への防災教育を行うネパール赤十字社のボランティア © 日本赤十字社

「災害に強い国・コミュニティの構築： 兵庫行動枠組2005－2015」について

2005年、第2回国連防災世界会議（WCDR）において採択された「兵庫行動枠組2005-2015」では、10年間の防災指針となる枠組みとして、期待される成果、戦略目標、優先行動、実施戦略等が示されました。以下にその概要を記します。

期待される成果及び戦略目標

- 本行動枠組の実施により今後10年で期待される成果は、災害による人的被害、社会・経済・環境資源の損失が実質的に削減されること。この実現のため、次の3つの戦略目標を設定する。
 - a) 持続可能な開発の取組みに減災の観点をより効果的に取り入れる。
 - b) 全てのレベル、特に、コミュニティレベルで防災体制を整備し、能力を向上する。
 - c) 緊急対応や復旧・復興段階においてリスク軽減の手法を体系的に取り入れる。

2005－2015の優先行動

- 全ての国がそれぞれの持続可能な開発と自国内の人々の生命と

財産を守るための一義的な責任を有する、コミュニティの防災対応能力を高める、といった一般的配慮事項を定めた上で、5つの分野ごとに、次の具体的優先行動を設定する。

1. 防災を国、地方の優先課題に位置づけ、実行のための強力な制度基盤を確保する。
2. 災害リスクを特定、評価、観測し、早期警報を向上する。
3. 全てのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術、教育を活用する。
4. 潜在的なリスク要因を軽減する。
5. 効果的な応急対応のための事前準備を強化する。

実施とフォローアップ

- 防災に関わる多様な分野の関係者による多部門間調整の促進、コミュニティに根ざした組織やボランティア等の民間主体、研究機関の関与、国境を越えた災害への対応体制の支援といった一般的配慮事項を定めた上で、国や地域機関、国際機関等の関係主体ごとの取組方針を設定する。

3 開発協力事業の実際

1. 災害対策事業

災害の影響を最も受けやすいのは、例えばスラム街や沿岸部の低湿地帯など生活条件の厳しい地域に住むことを余儀なくされている貧困世帯や、女性・子ども・高齢者など一般的に社会的弱者と考えられている人々です。その一方で、災害発生直後、真っ先に被災者の捜索や救援活動に従事するのも、外部から駆けつける救援チームではなくこうした地域の住民です。

災害の被害を最小限に抑えるためには、予め将来の災害に備えて対策を講じておくことが重要です。各国の赤十字・赤新月社は、その国の全域に支部を設けています。地域の災害対応能力を高め、災害リスクを最小限に抑えるために、住民やボランティアの参加を得て、日頃から地域に根ざした草の根レベルの災害対策を行っています。

【ネパール地域防災事業】

アジアにおける災害多発国のひとつであるネパールにおいて、日本赤十字社は、地域住民が地震、地滑り、洪水といった災害による被害を最小限にとどめることができるように、ネパール赤十字社が実施する災害リスクの軽減活動を支援しています。現在、同国内の6か所で地域住民や事業を支援する職員に対して事業説明会を行い、その結果を踏まえ、地域の実情や要望に沿った具体的な活動内容を策定しています。2013年度は、住民の避難訓練や本事業を地元で支える職員（コミュニティー・ワーカー）の能力向上研修の実施などを通じて、地域住民の災害対応能力の向上に寄与する活動を進めます。

「災害から人々の生活を守るために」

藤巻 三洋 日本赤十字社ネパール駐在員（地域防災事業）

私は、日本赤十字社が支援を開始したばかりの「地域防災事業」のプログラムコーディネーターとして活動しています。主な業務は事業全般の管理や、東京の日赤本社との連絡・調整などで、活動内容は多岐にわたります。

ネパールはアジアの国々の中でも極めて災害リスクの高い国の一つです。私が普段暮らす首都カトマンズでは、人口の急増にインフラ設備が追いつかず、慢性的な電力不足による停電や水不足に悩まされています。一方で、モンスーンの季節となり、ひとたび川の水量が増すと、あちらこちらで洪水や土砂崩れが発生し、人々の生活を脅かします。道が遮断されて徒歩でしか近隣の町まで移動できない村落、通学に水かさの増えた川を泳いで渡るしかすべのない子どもたち、毎年洪水が発生すると知りながらもそこにしか住む場所のない人たち等、多くの人々が災害からの被害に耐えうるより良い暮らしをするために支援を必要としています。

ネパールでは、過去20年以上にわたり、日本赤十字社の支援で村々に井戸や簡易水道を設置し、衛生状態を改善するための事業を実施してきました。そのため、



▲プレゼンテーションを行う藤巻要員
© 日本赤十字社



ネパール赤十字社のスタッフは、私の赴任を「懐かしい家族が帰ってきたような気分だ」と出迎えてくれました。ある日、こんな小話を聞きました。「日赤が過去に支援した村を見つけるのは簡単だ、村の水飲み場に行って、古い水道をひねってもまだ水が出てくればそれは日赤が支援した村だ。」というものです。

新たに始まった地域防災事業も、日本とネパールの深い絆に支えられ、長く人々の記憶に残るような事業にしていきたいと思います。ネパール赤十字社の地域に根差したネットワークを活かして、人々に防災の意識と知識と設備を普及し、日々の生活の中でも困難に直面する住民に、災害に対応し復興する力を備えていてもらいたいと考えています。



▲地域のネットワークを活かす
© 日本赤十字社



▲防災マップを地面に描くネパールの受益者 © 日本赤十字社

2. 保健衛生事業

赤十字は災害時の救援のみならず、平時においてもその人道的な使命を果たすうえで、人々が健康的で安全な生活を可能にすることを目的とした保健衛生事業を重要な任務の一つとして位置付けています。また、赤十字の健康に関する

取り組みは、個人のみならずコミュニティが持つ脆弱性の軽減もその実施の目的です。他の事業分野と同様に保健衛生事業においてもその主な対象者は最も弱い立場にある人々であり、各国赤十字・赤新月社のボランティアを中心とした住民参加による活動を通じて、病気の予防、安全な水の確保、トイレ等の衛生設備の整備と多岐にわたる活動を世界中で実施しています。

世界では未だ人々が十分な保健医療サービスを受けることが困難な地域や国が多く、特に病気に対する抵抗力が弱い5歳未満児の2012年の年間死亡数は全世界で760万人でした。これは1990年の1,200万人と比べて440万人の死亡数の減少に成功したことを意味します。しかし、サハラ砂漠以南のアフリカ地域は南アジア地域と併せて世界の5歳未満児の年間死亡数の約8割を占めており、地域間の格差が広がっています。そのため、日本赤十字社ではアフリカ地域の5歳未満児の死亡数の削減のために、子どもとあわせて妊産婦の健康の改善にも重点を置いた保健衛生事業を実施しています。



▲赤十字の設置した井戸で水をくむ子どもたち（ケニア）©IFRC

【ケニア地域保健強化事業】

ケニアの北東部はたびたび干ばつに見舞われる乾燥地帯です。このような厳しい自然環境のもとで多くの遊牧民が暮らしてはいますが、その子どもたちの多くが保健医療サービスを十分に受けられないために命の危険に晒されています。

日本赤十字社はケニア赤十字社と協力して、5歳未満児の



▲予防接種を受ける乳児 © 日本赤十字社

疾病と死亡数を減少させるために、2007年から同国北東部のガルバチュウラ県で保健医療事業を開始し、①病気にならないための取り組みと②病気や怪我をした際の受け皿となる保健医療施設の機能強化という、包括的なアプローチをもって活動しています。

①病気を予防するための取り組み

- ・114人の地域保健師と保健ボランティアの養成（保健人材の育成）
- ・健康教育の普及（病気の原因とその予防方法の普及）
- ・マラリア感染の予防（蚊帳の配布とその使用法の指導等）
- ・子どもを対象とした予防接種
- ・トイレやゴミ捨て場等の設置（衛生面での生活環境の改善）

②保健医療施設の機能強化

- ・県立病院、保健センターの設備と資機材の整備
- ・保健施設のない村を対象とした月1回の巡回診療の実施
- ・患者搬送に必要な無線通信網の整備

「子どもたちとお母さんの笑顔といのちを守る」

五十嵐 真希 日本赤十字社ケニア駐在員（地域保健強化事業担当）

私のアフリカへの想いは、幼い頃にテレビで観たその広大な大地や野生動物へのあこがれに始まりました。しかし、その後、エチオピアの大干ばつと飢饉、ルワンダでの虐殺、スーダンやケニアの難民キャンプで病気に苦しむ子どもたちの姿を見て、「いつかこの子達を助けられる仕事につきたい」と願うようになり、その夢をずっと持ち続けて来ました。

私は今ケニアで、ケニア赤十字社が実施する地域保健強化事業（Integrated Health Outreach Project：通称IHOP「愛ホップ」）を支援する担当要員の仕事をしています。ケニアの北東部にあるガルバチュウラという地域は、年間の雨量がとても少なく、長年干ばつの被害を受けています。しかし、一転雨が降ると洪水となりその影響で下痢症などが蔓延します。住民の6割以上は、平均収入が1日1ドル以下の状況で生活し、栄養失調、下痢症、マラリア、肺炎などで多くの子どもたちが苦しみ、命を落とすことも少なくありません。全ての村に医療施設があるわけではなく、村の人々が必要な診療や治療を受けることは難しい環境にあります。

「愛ホップ」では、赤十字は県の保健

局とともに、保健医療サービスが十分に提供されていない村に住む子どもたちとお母さんのいのちと健康を守るために、病気の知識とその予防法を普及する保健衛生教育や巡回診療による定期的な予防接種、妊産婦検診、子どもの成長観察、県内の医療施設の機能強化を行っています。

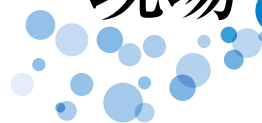
活動は5年目を迎え、ケニア赤十字社のスタッフ、ボランティア、そして地域住民や県の職員たちとの絆も深まり、協力し合って活動しています。子どもの予防接種の普及率は65%から80%まで向上し、手洗いなどの衛生習慣が定着したことから下痢症の減少も見られます。また、「愛ホップ」がこれまでに養成した100名以上の村の地域保健師たちは村の住民にとって最も身近な保健サービスの提供者となり、村の人達に安心感を与えています。

ケニアの現状をもっと日本の方々を知っていただき、生きることや、もの大切さを考えていただけたらと思います。日本からの支援が一人でも多くの子どもたちとお母さんの笑顔といのちを守るために役立つよう、私も頑張ります。



▲村の新生児と五十嵐要員
© 日本赤十字社

現場から
の声



3. アジア・太平洋地域救急法普及支援事業

台風や洪水、地震、津波など、自然災害の多発するアジア・大洋州地域は、人口や地理的な要因によって、最も災害に弱い地域のひとつです。また都市部への人口の集中に伴う交通量の増加により、交通事故が頻発している地域でもあります。こうした災害や事故からいのちを守るためには、多くの人々が応急手当の正しい知識と技術を身につけることが大切です。日本赤十字社は、カンボジア・ミャンマー・東ティモール赤十字社が実施する救急法普及事業を、財政面と技術面の両面から支援しています。



▲現地の救急法指導者と指導内容を確認する日本赤十字社のボランティア指導員（東ティモール）

「自らの手でいのちを守る救急法を一人一人に」

松嶋 恵美子 日本赤十字社救急法ボランティア指導員（カンボジア救急法普及支援事業指導担当）

近年、カンボジアは首都プノンペンを中心に目覚ましい経済発展を遂げています。

しかし、交通量の増加による交通事故の多発、不安定な治安、過去の内戦のためいまだ大量の地雷が埋まっているなど、多くの人々は厳しい環境の中で暮らしています。

医療サービスが十分に行き届かない地域では、患者を遠く離れた医療機関に搬送するまでに、地元の救急法ボランティアが応急手当を行っていのちをつなぐこともあります。

カンボジア赤十字社は、人々が自らの力でいのちを守る救急法の普及に力を入れています。その中で私の任務は、カンボジア赤十字社の救急法指導者研修会（リフレッシュートレーニング）において、日本で普及している日赤の救急法のノウハウを伝えることです。

具体的には、現在、カンボジア赤十字社では、

- ①救急法の手技が指導者ごとにばらつきがあるため統一することが必要
- ②ただ応急手当の方法を教えるだけでなく“なぜ”その手当を行うのか理由を説明できることが必要



▲現地指導員にアドバイスをする松嶋指導員 © 日本赤十字社

などの課題を抱えており、それらを改善するためのアドバイスをすることです。

今後、カンボジア赤十字社のさらなる救急法普及のためには、ボランティア指導者のスキルアップ、現地の医療事情や生活にあったテキストや教材の作成・整備が欠かせません。

カンボジア赤十字社の救急法普及事業には、まだまだ支援が必要ですよ。

しかし、彼らの向上心は素晴らしく、納得いくまで救急法についての質問が続く熱心さには、明るい希望の光を見たような気がします。

カンボジアでの経験は、初心にかえり救急法について考える良いチャンスになりました。

言葉や文化の違うカンボジアで、お互いコミュニケーションを取りながらそれぞれの国や地域のニーズに沿って講習を進めた経験を活かし、いのちを守る救急法の普及を進め、赤十字への理解者も増やしていきたいと思っています。



▲応急手当のデモンストレーション（腕の包帯） © 日本赤十字社

現場からの声



▲文具セットを受け取るモンゴル支援校の子どもたち © 日本赤十字社

1

青少年赤十字

青少年赤十字とは

青少年赤十字は、将来を担う青少年が赤十字運動に参加することを通じて、その人道的な価値に基づき、世界の平和と福祉に貢献できる人材を育てることを目的とした青少年育成で、1922年に始まりました。現在、世界の多くの国の赤十字・赤新月社で様々な活動を行っています。日本では、「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」を実践目標に幼稚園、保育所、小・中・高等学校、特別支援学校などで組織されたおよそ301万人のメンバーが活動しています。

「国際理解・親善」の一環として、海外の青少年赤十字メンバーとの相互訪問やアルバムなどの交換などの交流事業や、以下に述べる青少年赤十字教育等支援事業を実施しています。

青少年赤十字教育等支援事業

青少年赤十字教育等支援事業では、開発途上国の子どもたちが直面している教育・衛生環境の改善や、青少年赤十字活動の支援を目的として、2003年度から青少年赤十字教育等支援事業「国際友情プロジェクト (International Friendship Project, IFP)」をスタートし、現在はバングラデシュ、モンゴル、ネパールの3カ国で活動を展開しています。

教育支援としては、学習に必要な文房具が詰まった文具セットや、サッカーボールやバレーボールなどのスポーツ用具を配布しています。また、今なお現地の学校では整備の不十分な野外のトイレが使用されているため、誰もが安心して使えるようなトイレを新設、改修し、トイレの使用を習慣づける取り組みを行うほか、手洗い場等も整備し、公衆衛生環境の改善を図っています。

▶整備された手洗い場で手を洗うバングラデシュ支援校の子どもたち
© 日本赤十字社



この青少年赤十字教育等支援事業には、青少年赤十字メンバーが自分達で、節約したお小遣いや校内募金活動などで集めた青少年赤十字活動資金 (1円玉募金) を財源の一部に充てています。

また、これらの事業を通じて、青少年赤十字メンバーがアジアの子どもたちの問題を身近なものとして捉え、自分たちにできることを考え、行動するという教育的効果が期待されています。

国際人道法学習プログラム「誰もが人間らしく生きるために」の普及と推進

赤十字国際委員会が教育研究所と共同して開発した、青少年を対象とする国際人道法に関する教育プログラム「人道法の探究 (EHL)」を参考に、日本の現状や教育現場の視点を取り入れた、国際人道法学習プログラム「誰もが人間らしく生きるために」を2013年3月に作成しました。このプログラムは子ども兵士、地雷・クラスター弾、東日本大震災等の事例や人が生きるための必要最低限のニーズ (ベーシック・ヒューマン・ニーズ) を考えるグループワーク等が紹介されており、これを通じ青少年が国際人道法の根底にある「人道的価値観」にふれ、他者への思いやり、優しさやいのちの大切さを感じ取る力を育むことに貢献していきます。



◀勉強に打ち込むネパール支援校の子どもたち
© 日本赤十字社

2 血液事業—アジア各国における安全な血液の確保のために

海外血液事業研修生の受入れ

医療技術が進歩した今日でも、血液を人工的に作り出すことは出来ず、安全な血液を安定的に供給するためには献血制度の整備と促進が不可欠です。赤十字・赤新月社の血液事業との関わりは各国の歴史的背景、文化、医療制度などに依って様々であり、抱えている問題は国それぞれで異なります。しかし、各国の血液事業は「安全な血液の確保」という共通の課題を有していることから、日本赤十字社は1978年より、アジア・太平洋地域の姉妹赤十字社から血液事業研修生の受入れを開始し、日本全国の血液センター等で献血者の募集から安全管理まで幅広い知識や技術を提供しています。2012年までに19カ国・392人に対して研修を実施しました。ア



ジア地域各社の血液事業を担う幹部職員の中には本研修の受講生も多く、35年間継続されてきたこの研修プログラムは、単なる研修の域を越えて、地域でのネットワークを形成するに至っています。

アジア地域赤十字・赤新月血液事業シンポジウムの開催

安全な血液を患者さんに届け、HIV/エイズ・肝炎・その他輸血感染症を克服するという、アジア各国の血液事業共通の課題に対し、国際赤十字がアジア地域における協力体制の一層の強化を呼びかけています。こうした中、日本赤十字社とタイ赤十字社は国際赤十字・赤新月社連盟と国際輸血学会の後援を得て、1995年から3年ごとに、タイのバンコク、また日本においてシンポジウムを開催しています。

シンポジウムでは特に技術的な側面に焦点を当てながら、血液事業における各国代表者の情報交換を通じて、輸血感染症の予防、血液型検査、試薬の製造、献血者募集、品質管理等を主題とした経験を共有し、アジア地域の血液事業の発展と協力関係の強化に寄与しています。

創設100周年を迎えた昭憲皇太后基金

昭憲皇太后基金は、1912年(明治45年)5月に第9回赤十字国際会議(ワシントン)が開催された際、昭憲皇太后(明治天皇の皇后陛下)が赤十字の平時事業を奨励するために国際赤十字に寄付された10万円を基に創設された基金で、世界で最も歴史のある開発協力基金とされています。

基金は連盟とICRCの代表者によって構成される基金管理合同委員会が管理を行い、基金の運用利子を世界各地の赤十字・赤新月社が実施する開発協力事業に充てています。

2012年に昭憲皇太后基金は創設100周年を迎えました。この100年間に157の国と地域の赤十字・赤新月社を通じて、災害対策、健康増進、社会福祉、青少年の育成など614の事業に役立てられました。

日本赤十字社では2012年1月から2012年4月にかけて「昭憲皇太后基金創設100周年記念特別増額募金」を実施しました。

天皇皇后両陛下よりご下賜金を賜り、多くの方々からもご寄付を頂きました。この募金は基金の増額のために役立てられます。

フローレンス・ナイチンゲール記章

この記章は、フローレンス・ナイチンゲールの業績を記念して、紛争時の救護活動の他、平時の看護教育等、看護事業に特別な功績のあった方に授与されます。看護関係の顕彰としては世界で最も栄誉あるものとされています。ICRCは2年に一度、ナイチンゲールの誕生日である5月12日に受章者を発表します。これまでに43回の授与があり、総受章者数は1,379人となりました。もっとも受章者数が多いのはポーランドと日本です。日本は、第二次世界大戦中に救護にあたった看護師を含めて103人が受章しています。



▲フローレンス・ナイチンゲール記章

3 在サハリン「韓国人」支援事業

戦前、戦中を通じてサハリンに渡った人々のうち、日本人のほとんどは戦後日本に引き揚げることができたのに対し、「韓国人」は故郷への帰還が認められず、サハリンに残留することを余儀なくされました。

1989年、日本政府は在サハリン「韓国人」の支援を決定し、その受け皿として日本・韓国両赤十字社からなる「在サハリン韓国人支援共同事業体」が発足しました。共同事業体の実施する在サハリン「韓国人」支援事業は、一時帰国支援事業、永住帰国支援事業、サハリン残留支援事業の3事業からなります。

●一時帰国支援事業

一時帰国支援事業では、これまでに延べ約1万6,600人がサハリンから韓国への故郷訪問を果たしました。



▲サハリン空港で家族との離別を悲しむ永住帰国者 © 大韓赤十字社

●永住帰国支援事業

1995年度から本格的に永住帰国支援事業が開始され、これまでに約3,480人が永住帰国を果たしました。永住帰国者の受入れ施設として、1999年度には韓国仁川市に療養院が、

2000年度には安山市に永住アパートが、さらに2005年度には安山療養院が完成しました。また、永住帰国者の帰国に伴い、サハリン等に残された家族との離散という状況が生じています。これに対し、2001年度より、親族訪問等を目的として、永住帰国者のサハリン渡航支援事業が開始され、これまでに延べ約4,180人に対して支援が行われました。

●サハリン残留者支援事業

韓国への永住帰国をせずにサハリンに留まることを希望する「韓国人」のための支援として、日本政府は「サハリン韓国文化センター」をユジノサハリンスク市に建設することを決め、共同事業体に委託しました。このセンターの目的は、サハリン残留者が故郷を偲び、韓国の言語、文化等の伝承活動を行い、高齢者、若年層あるいは現地住民との交流の場を提供するものです。同センターは2006年3月に完成し、各種文化プログラム等に利用されています。2008年からは、同センター内で医療相談窓口サービスも提供しています。



▲地域の祝祭を楽しむ仁川療養院の入居者 © 大韓赤十字社



◀ 2011年度の一時帰国者と永住帰国者。仁川療養院の前で © 大韓赤十字社

国際人道法

▲ © ICRC / B. Heger

1 国際人道法の目的

国際人道法とは

国際人道法とは、武力紛争時に敵対（戦闘）行為に参加しないすべての人を保護し、犠牲者を人道的に取り扱うことなどを規定した国際的なとりきめの総称です。世界中で武力紛争が発生し多くの人々が犠牲になっているという現実の中、武力紛争がもたらす不必要な犠牲や損害を防止、軽減することを目的としています。

「国際人道法」は大きく2つに分類されます。武力紛争犠牲者の保護を目的とした「ジュネーブ法」（1949年採択、日本は1953年10月21日加入）と、戦闘方法やその手段・武器を規制した「ハーグ法」です。

ジュネーブ条約は赤十字国際委員会（ICRC）の創設者アンリー・デュナンが各国にはたらきかけて誕生した条約であり、これまでICRCはジュネーブ条約の守護者・推進者として平時・戦時に関わりなく、人道的イニシアチブを発揮してきました。

ジュネーブ条約に加入している国の政府には、条約を守り、普及する義務があります。しかし、紛争地において中立の立

場で人道法の遵守を監視したり、普及を行ったりできる機関は赤十字に限られることが多いのが現状です。

紛争時に国際人道法が守られるためには、平時からの普及活動が重要です。戦闘行為に参加しない人も、法律の重要性を知る必要があります。このため、ICRCは戦闘員のみならず子どもたちを含めた一般人に対しても、国際人道法の普及活動を行っています。



▲兵士に国際人道法の説明をする ICRC 要員 © ICRC / YAZDI, Pedram



▲攻撃を受けた救護車両（レバノン） ©ICRC

2 国際人道法の要点

国際人道法を基本原則に照らしてみると、個別条文に流れる精神は、およそ次の7つのルールに要約されます。

- ① 敵対行為に参加しないすべての人は、いかなる場合にも差別しないで人道的に待遇すること。
- ② 交戦当事者は、常に戦闘員と文民（一般住民）を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならないこと。
- ③ 投降し、敵対行為を止めた戦闘員は、殺傷してはならないこと。
- ④ 交戦当事者は、互いに傷病者を収容、看護しなければならない。そのための医療要員、施設、機材等を保護する赤十字などの標章を尊重、保護すること。

- ⑤ 捕虜、抑留者の生命、尊厳、人権の尊重と保護及び家族との通信、援助を受ける権利を保障すること。
- ⑥ 戦闘方法や武器の使用は無制限ではなく、不必要で過度な損害や殺傷をもたらす武器は使用してはならないこと。
- ⑦ 公正な裁判を受ける権利及び拷問、体罰、残虐で品位を汚す扱いを受けない権利を保障すること。

【注】これらのルールは、ICRCが国際人道法の内容を分りやすくするために作成したもので、法的な権威があるわけでも既存の条約を置き換えたものでもありません。

「赤十字標章（赤十字マーク）の意味」

赤十字標章（赤十字マーク）の使用方法は、ジュネーブ四条約に定められています。しかし現実には、赤十字標章は病院や薬局などの医療機関を表すマークとして安易に使われており、是正すべき問題となっています。標章の使用方法は、大きくわけて2つあります。

1 紛争地域で負傷者の救護にあたる人や建物は中立であるため、それを攻撃してはならないことを示す「保護の標章」としての使い方。（この場合、標章が遠くからでもよく見えるようにするため、できるだけ大きい赤十字を使うことになります。）

2 平時において赤十字で働く人々や赤十字の建物が赤十字に属している、ということを表す「表示の標章」としての使い方。（この場合、標章はできるだけ小さくなくてははいけません。それは、

紛争で人の生命を守る保護の役割のほうが赤十字標章にとって重要であるためです。）

イスラム教国では伝統的に「赤新月社」と称し、白地に赤色の三日月を記した標章を用いています。また、2005年12月に、新たな標章を規定した条約（第三追加議定書）が採択されました。新たな標章は白地に赤いひし形を配したものの（レッドクリスタル）です。これらの標章も赤十字マークと同様に扱われています。



赤十字



赤新月



レッドクリスタル

3 適用範囲

ジュネーブ条約が適用されるのは、①国と国との間の紛争 ②国内での異なる勢力間の紛争です（下図参照）。国内の複数の武装集団間における「国内騒乱時」には、ジュネーブ条約は適用されません。しかし、ICRCは、人道的な

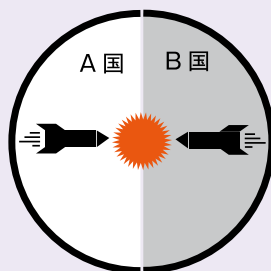
立場から、そうした事態が発生した際にも、当事者双方の了解の下に仲介役等として重要な役割を担うことがあります。

（例：1996年のペルー日本大使公邸人質事件におけるICRC及び日本赤十字社の中立的な人道機関としての働き）

ジュネーブ条約の適用範囲

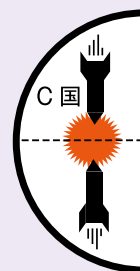
国際的武力紛争 （国と国の争い）

- ジュネーブ第I条約
- ジュネーブ第II条約
- ジュネーブ第III条約
- ジュネーブ第IV条約
- 第I追加議定書



非国際的武力紛争 （一つの国の領土内で起きた内戦）

- 1949年のジュネーブ諸条約
共通第3条
- 第II追加議定書





離散家族支援

▲隣国に避難し離れ離れになっていた親子が再会（コンゴ民主共和国）©ICRC/NORDMANN, Jean

離散家族支援～家族の絆の回復のために

赤十字国際委員会（ICRC）と各国の赤十字・赤新月社は、紛争や災害等の避け得ない事情によって離れ離れになってしまった家族どうしの絆を維持・回復するために、以下のように様々な活動を行っています。

1. 安否調査

世界の紛争地では、混乱の中、家族と離れ離れになる人が多くいます。そうした人々の安否調査を行い、家族が再び連絡を取れるように、また再会できるようにすることも、赤十字の重要な役割です。

子どもたちは、紛争において特に弱い存在です。ICRCは、2011年、保護者のいない子どもたち2,236人（うち479人は元子ども兵士）を新たに登録し、家族の安否を調査しました。その結果、1,045人の子どもたちが家族と再会することができました。この他にも、ICRCの支援により、行方がわからずに家族と離れ離れになっていた7,352人の所在が判明しました。

紛争地での調査には、現地赤十字社の職員やボランティアの協力が欠かせません。最近では、衛星電話やインターネット、ラジオやテレビのネットワークなども調査に活用されています。

2. 赤十字通信

紛争や災害により連絡手段が絶たれてしまった抑留者や難民等が家族と連絡をとるための方法として、「赤十字通信」と呼ばれる往復書簡があります。ICRCは、各国の赤十字・赤新月社の協力を得ながら、赤十字通信を抑留者や難民から受け取り、家族のもとに転送する仲介者の役割を果たします。

たとえば1996年のペルー日本大使公邸人質事件の際には、人質と家族との間で9,000通以上の赤十字通信がとり交わされました。

2011年の1年間にICRCが仲介した赤十字通信は、127,109通にのぼります。

なお、赤十字通信は家族との私的な通信に限られ、軍事・政治的内容を書くことはできません。また、関係当局の検閲を受けることがあります。



▲キューバで抑留されている息子からの赤十字通信を読む母親（イエメン）
©ICRC/BJÖRGVINSSON, Jon

3. 家族の絆を回復するための ネットワークづくり

ICRCではこれまで、紛争によって離散した家族の安否調査を中心に行ってきました。しかし、近年、スマトラ島沖地震・津波災害（2004年）やハイチ大地震（2010年）など、大規模な自然災害において多くの行方不明者が発生しました。また、遺体の適切な取扱いが身元確認のためにとても大切であることが改めて認識されるようになりました。

そこでICRCが立ち上げたのが、自然災害時の安否調査や遺体に関する対応なども視野に入れた、国際赤十字・赤新月運動全体の離散家族支援（Restoring Family Links : RFL）ネットワークです。ICRC、連盟及び各国赤十字・赤新月社は、赤十字国際会議での決議などにに基づき、2018年までに、全世界的な赤十字のRFLネットワークを構築・強化することを目指しています。

4. 日本赤十字社の取組み

日本赤十字社も、ICRCや各国の赤十字・赤新月社と連携・協力しながら、家族からの依頼に応じて、紛争や災害等によって連絡が取れなくなった方々の安否調査を実施しています。

現在、日本赤十字社が取り扱う安否調査の9割以上は、朝鮮民主主義人民共和国と日本との間で離散した家族間のものです。離散してから既に長い年月が経過しているケースも多いことから、法務省入国管理局や市区町村などからの協力を得ながら、所在の確認と被調査者の意思の確認を慎重に行います。

このような日常的な安否調査業務に加え、日本赤十字社は、国内で大規模災害が起きた場合の安否調査体制の検討を進めています。また、2004年に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（通称、国民保護法）により、日本赤十字社は有事において国内に在住及び滞在する外国人の安否調査を担うことになっています。



▲地震後、ICRCのファミリーリンクウェブサイトを通じて家族に自分の無事を伝える男性（ハイチ）
©American Red Cross /FRENKEL, Talia



▶長期的な離散家族支援により、8年越しの再会を果たした家族（リベリア）
©ICRC/HEGER, Boris



国際社会との関わり

▲人道問題担当国連事務次長を訪問した近衛連盟会長（日本赤十字社社長）© OCHA/Dan DeLorenzo

国際社会における赤十字

国際赤十字・赤新月運動は、今日の前で支援を必要としている人々のために活動する一方で、世界中で人々を苦しめる人道問題や将来予想される人道的危機や課題を改善するため、各国政府や他の人道支援機関、市民団体などに対して働きかける「運動体」としての役割も果たしています。「人道外交」と呼ばれるこれらの活動は、人道支援に携わる人々の意思や方針を定め、合意を形成するための場として機能しています。こうした人道外交の場において威力を発揮するの

が、政治的にも宗教的にも「中立」を貫くという赤十字の姿勢です。赤十字は政治的活動から独立し、中立の立場である強みを活かして、ただ人道的な問題のために国際社会に対して積極的に働きかけを行っています。また、赤十字は原子力災害や核兵器によってもたらされる人道問題についても、各国内での草の根のネットワークを活かした啓発活動など、中立の立場からの取り組みを行っています。

31

赤十字・赤新月国際会議

国際赤十字・赤新月運動の最高議決機関であるこの会議は、原則として4年ごとに開催されます。赤十字国際委員会、各国赤十字・赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟の代表に加え、ジュネーブ条約締約国政府の代表が参加することが大きな特色となっています。各国政府も参加することから、会議では、赤十字運動内に留まらず世界的な各種の人道的課題の討議や、ジュネーブ諸条約その他の条約の制定に向けての提言などが行われます。2011年11月から12月にかけて行われた第31回の会議には164カ国の政府代表が参加、総勢1,700名を超える大会議となり、東日本大震災に関する日本赤十字社からの発言も大きな関心を持って受け止められました。



▲ 2011年に行われた第31回赤十字・赤新月国際会議の様子 © 日本赤十字社

ICRCは人道外交の目的を、国連や欧州安全保障協力機構（OSCE）など様々な国際機関に対し人道上の緊急の課題や原則についての意識を高めることとし、各国政府に対して、世界中で様々な人道問題が起きている事実を伝え、国際社会と課題を共有するための手段と位置付けています。

また連盟は、2011年に開かれた第18回国際赤十字・赤新月社連盟総会において人道外交に関する方針を策定し、その中で人道外交を「意思決定者やオピニオン・リーダーに対し、常に社会的弱者の利益のために、人道の基本原則を尊重して行動するよう働きかけるものである」と定義しました。その上で、2011～2013年の人道外交の戦略的枠組みとして以下の目標を掲げています。

- 連盟の人道外交に関する世界・国内レベルの課題を円滑に調整する。
- 各国赤十字・赤新月社の政府や市民との関わりを支援する。
- 各国赤十字・赤新月社の模範的な事例を共有し、互いに活用できるようにする。

● 連盟の重点分野の基礎となる根拠を確立し、この分野における情報収集と知識共有のためのより良いシステムを構築する。

これらの目標に沿って、人道外交上の重点分野として以下の3点を挙げています。

1. 災害の発生件数の増加と規模の拡大が人道に与える影響に対処する。
2. 医療サービスを受けることが困難な人々に目を向ける。
3. 非暴力と平和の文化を推進する。

これらの分野は人道上の課題をすべて網羅しているものではありませんが、赤十字運動のアドボカシーを一步推し進め、意思決定者やオピニオン・リーダーの態度や考えに変化をもたらすことを目指している点に特徴があります。赤十字と国際社会が人道上の課題を共有することで、様々な場面、レベルにおいて人道問題の解決や支援の拡大につながる事が期待されています。



▲シリア内戦の人道危機への緊急救援のため、人道問題担当国連事務次長がシリア赤新月社社長を訪問 ©Ibrahim Malla / SARC

2 原子力災害

2011年11月に開催された国際赤十字・赤新月社連盟総会において、原子力災害が連盟の任務である災害対応・対策に含まれることを確認し、そのなかで赤十字の役割を検討していく決意が示されました。これは、2011年3月11日の東日本大震災が引き金となった福島での原子力発電所事故の教訓などをふまえたものでした。決議は、原発保有国の政府の対策や、各国赤十字・赤新月社が持つノウハウの共有化、国際原子力機関（IAEA）など専門的な機関との協力などをすすめながら、各国赤十字・赤新月社が地域住民への啓発や事故対策を進めることをうたっています。

この決議のフォローアップのため2012年5月に日本赤十字社と連盟事務局が東京で開催した「原子力災害対策にかかる赤十字会議」においては、まず原子力災害への対応は政府や専

門機関のみならず各国内で草の根の組織を持つ赤十字が中立な立場で取り組む意義があることが再確認されました。今後、連盟事務局に担当者を置き、これまでにNRBC（原子力・生物・化学）災害への対応経験がある赤十字社などの意見も集約しながら、連盟としての具体的な原子力災害対策強化の方策を協議していくことが決まりました。

東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、日本赤十字社は、連盟総会において表明した、①各国赤十字・赤新月社のノウハウや専門機関の情報の収集・共有、②原発事故対応のガイドラインの作成と赤十字・赤新月社が貢献できる分野の確認、③他の専門機関との協議と赤十字の役割の明確化に引き続き貢献していきます。

3 核兵器

2010年4月、赤十字国際委員会（ICRC）のヤコブ・ケレンベルガー総裁（当時）がジュネーブの外交団に対し声明を発表し、「核兵器を再び使用しないこと、そして、国際的な法的拘束力を持つ方法によって、この兵器を禁止し、廃絶すること」を求めました。ICRCは、これまで大量破壊兵器のひとつとして核兵器に言及する発言こそありましたが、公式に核兵器に特化した発言を行ったのは初めてのことでした。このICRC総裁の発言は、日本の核兵器問題を扱うNGOなどの間でも大きな関心を持って受け取られました。

これをきっかけに、2011年11月に開催された国際赤十字・赤新月運動代表者会議は、「核兵器廃絶に向けての歩み」と題された決議を採択しました。決議では、何万もの核弾頭が保有され続けている現状や核兵器の拡散、核兵器が再び使用される危険性が常に存在することへの憂慮、国際人道法の原則および規則が核兵器に対しても適用されること、そして核兵器の威嚇あるいは使用が国際人道法の原則および規則に一般的に反するとした国際司法裁判所の1996年の勧告的意見などに言及した上で、下記の4つの主張が掲げられました。

1. 核兵器の使用によってもたらされると予想される計り知れない苦痛や、それに対する十分な人道的援助能力の不在、そして核兵器使用を阻止する絶対的な必要性を強調する。
2. 国際人道法の規則、特に区別の原則・予防措置の原則・均衡性の原則と両立しうような核兵器の使用が想定できないことを確認する。

3. すべての各国政府に対して次のことを訴える。

- 核兵器の適法性に関する各国政府の見解の如何に関わらず、核兵器が再び使用されることがないように保証すること。
- 現存する国際的な義務やコミットメントを基礎とし、法的拘束力を有する国際的合意によって核兵器の使用を禁止し、廃絶するために、早急かつ決定を伴う交渉を、誠意をもって行い、結論を導くこと。

4. すべての国際赤十字・赤新月運動の構成員が「人道外交」の枠組みを活用して以下のことをおこなうことを要請する。

- 核兵器の使用がもたらす破滅的な人道的影響、核兵器の使用に起因する国際人道法上の問題、および核兵器の使用禁止・廃絶を実現するための具体的行動の必要性について、一般市民・科学者・医療従事者・政策決定者の意識を高める活動に可能な限り取り組むこと。
- 核兵器に関連する人道的問題および国際人道法上の問題について政府およびその他の関係機関と可能な限り継続的対話をおこない、本決議において示されている国際赤十字・赤新月運動の見解を広く普及していくこと。

日本赤十字社は、国際赤十字の一員であるとともに唯一の原爆被爆国の社として、今後も被爆の実相を国際的に訴えるほか、国内における様々な機会をとらえて、市民社会（NGOなど）や政策関係者などに赤十字の核兵器にかかる見解を広く普及し、対策を訴えていきます。



人材育成

▲緊急対応ユニット（ERU）資機材の展開訓練（基礎保健 ERU 研修）

国際活動を担う人材の育成

これまで紹介してきた国際活動を展開するため、日本赤十字社では様々な種類の研修会を開催し、人材の育成をはかっています。

海外派遣要員になるための必須研修としては、赤十字の原則や理念、組織や活動の仕組みなどについてインターネットで自己学習する「国際救援・開発協力要員研修Ⅰ」、研修Ⅰで学んだ基礎を、仮定の被災地や紛争地におけるシナリオを通して、より具体的に理解を深める「国際救援・開発協力要員研修Ⅱ」や危機管理のための研修などがあります。

また、「基礎保健 ERU 研修」、その他事業のマネジメント

に役立つ研修などもあり、国際赤十字が主催する研修コースにも職員を参加させています。戦傷外科などの専門的な知識や技術を習得できる研修もあり、これらを通じて自然災害や紛争下での多様なニーズに応えられるよう要員を育成しています。

加えて、日本赤十字社では、全国5カ所の赤十字病院を国際医療救援拠点病院に指定しており、これらの病院が主催する研修もあります。

なお、派遣した職員が健康かつ安全に活動できるよう支援体制の拡充に努めています。



▲紛争地に派遣された場合の軍隊への対処方法をロールプレイで学ぶ研修参加者（危機管理研修Ⅱ）



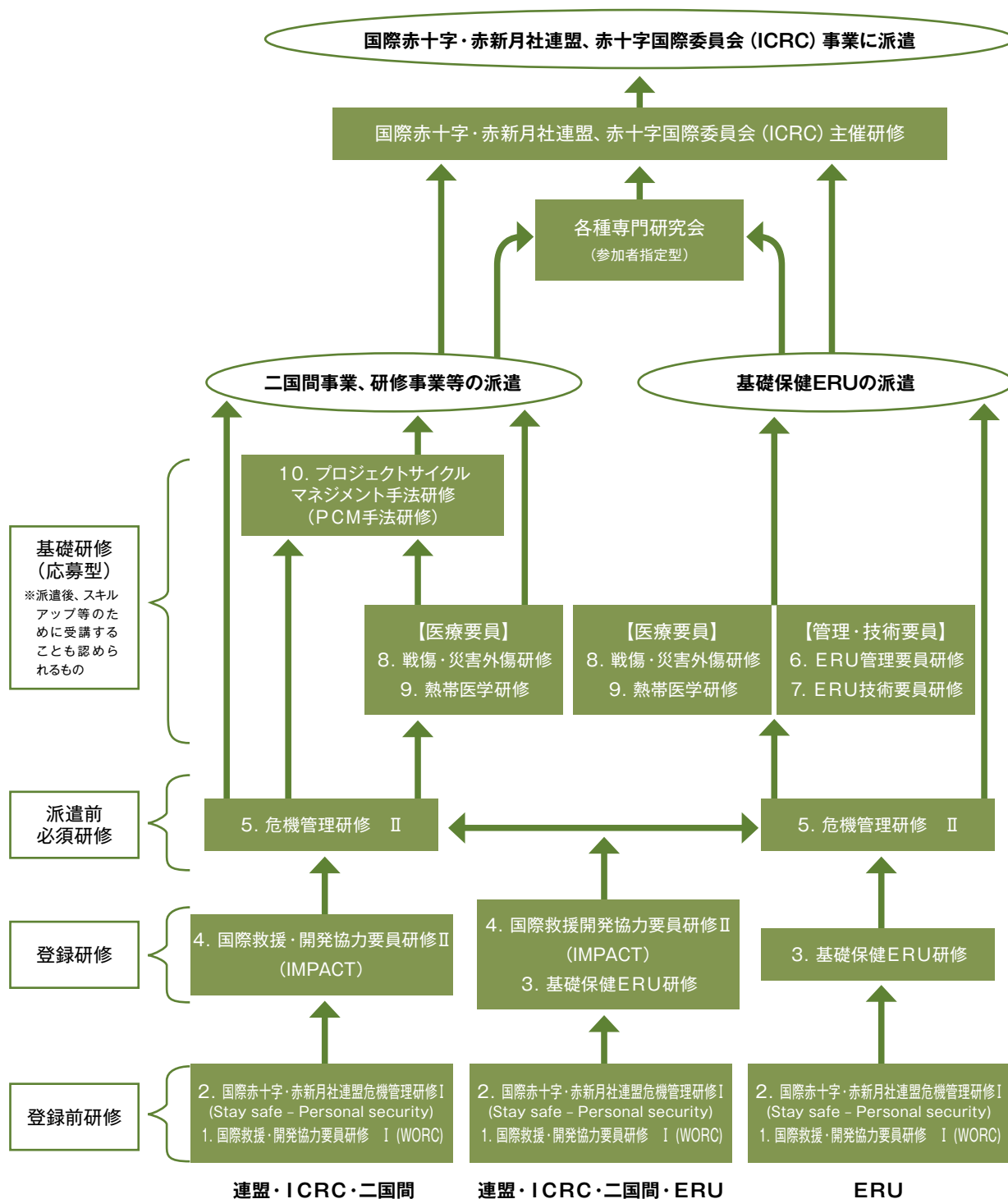
▲赤十字活動について熱心に指導する ICRC の講師（IMPACT）

国際医療救援拠点病院

海外での医療救援活動に迅速に対応するため、5カ所の赤十字病院が緊急救援の体制を整え、日頃から人材の育成に努めています。日本赤十字社は、これらの国際医療救援拠点病院を中心に、国内92カ所にある赤十字病院のスケールメリットを活かして、海外での災害や紛争地での医療救援活動などを行っています。

- ・日本赤十字社医療センター
- ・名古屋第二赤十字病院
- ・大阪赤十字病院
- ・日本赤十字社和歌山医療センター
- ・熊本赤十字病院

日本赤十字社の国際活動に係る研修体系





パートナーシップ

▲ ©IFRC/Jorge Perez

赤十字の人道支援と企業等の社会貢献活動の結びつき

1

国際赤十字のパートナーシップへの取り組み

世界の多大な人道・開発ニーズに対して、国際機関、政府、NGOが調整をはかり、連携して取り組むことが重要視されるようになり、援助国政府や援助機関が集い、援助の効果・効率性を協議、同意した「パリ宣言」(2005年)、「釜山宣言」(2011年)に即して、国際赤十字も国連・政府機関、民間との連携を進めています。

こうした動きから、国際赤十字・赤新月社連盟(連盟)は、主要政府援助機関に加え、2012年にはJICA(国際協力機構)、KOIKA(韓国海外協力事業団)との包括協力協定を締結。また、ザ コカ・コーラカンパニー、Amazon.com、マイクロソフトコーポレーションなど多国籍企業とのグローバルパートナーシップを締結し、各国赤十字・赤新月社と企業との連携を促進しています。



▲会談で握手を交わす田中 JICA 理事長(右)と近衛連盟会長

2

日本赤十字社の取り組み

日本赤十字社は、開発途上国の赤十字・赤新月社の人道活動を支援するため、日本政府が実施する「草の根・人間の安全保障無償協力資金」(草の根無償)の要請の支援・調整を図ってきました。その結果、これまでにケニア(医療施設)、ウガンダ(土砂災害救援物資)、リベリア(診療所)他での日本政府資金による赤十字の活動に対する支援が実現しています。

JICAとの関係では、これまでにリベリアのJICA母子保健事業のため助産師4人を派遣しており、今後も両者の強みを活かし、アフリカの保健分野等でさらに連携を図ります。また、アース製薬(株)(ケニア、マラリア対策)、H&Mジャパン(モンゴル、貧困層支援)、(株)オンワード(東日本大震災、中国四川省、モンゴル貧困世帯への毛布支援)等で、企業と共に世界で災害や病気、貧困等で苦しんでいる人たちへ支援を行っています。



◀オンワード「グリーンキャンペーン」で回収した衣料をリサイクル毛布にして、赤十字を通じて開発途上国へ寄贈(写真提供:株式会社オンワード樺山)



▲ © 日本赤十字社

財源確保と会計システム

ICRC、連盟、各国赤十字・赤新月社の財源

ICRC、連盟、各国赤十字・赤新月社では、それぞれ個別の財源確保と会計システムを持っています。

1. 赤十字国際委員会 (ICRC)

ICRCの活動財源の大部分は、ジュネーブ条約締約国政府から拠出される資金を拠出所としています。2011年のICRC総収入額は11億6,030万スイスフラン(約963億円)で、そのうちの約83.0%が、締約国政府及び欧州連合からの資金です。また、各国赤十字・赤新月社が任意の拠出金を出しています。その総額は収入の約4.9%を占めました。総収入のほぼ83%が、ICRCが世界中で展開する紛争犠牲者の保護・救援活動の経費に使われました。またジュネーブのICRC本部の全体調整業務の経費として使われた資金は全体の17%でした。

2. 国際赤十字・赤新月社連盟 (連盟)

連盟の主な財源は、①各国赤十字・赤新月社からの分担金、②年次緊急救援アピール(援助要請)等に応じて各国政府、赤十字・赤新月社から拠出される任意拠出金です。

- ① 分担金：各国赤十字・赤新月社から、支払い能力や国連分担金を参考にして決められた比率に基づき支払われる義務的な拠出金です。連盟事務局、理事会等の運営管理にかかる経費として使われています。
- ② アピールに応じて拠出される任意拠出金：連盟では毎年、その年に実施する事業を発表し、各国の赤十字社等に対して資金協力を要請します(年次アピール)。一方、災害が発生した際に、人的・物的・資金的協力を求めて出されるのが「緊急救援アピール」です。これらのアピールに応え、各国の赤十字・赤新月社から任意に資金が拠出されます。多くの部分は援助事業に使われます。また、一定の比率(6.5%、ないし7.5%)の額が、連盟の地域代表部等の事務局運営経費に使われています。

2011年の連盟の総収入額は3億6,300万スイスフラン(約301億円)で、そのうちの約90%が各国赤十字・赤新月社や各国政府等からの任意拠出金であり、10%が分担金です。

3. 各国赤十字・赤新月社

各国赤十字・赤新月社の財源確保の方法は、それぞれの国情を反映して実にさまざまです。

主な財源は赤十字の活動を理解し支援して下さる個人や企業からの社費(会費)や寄付金による場合が一般的です。例えば、英国赤十字社は個人・企業からの寄付金や遺産寄贈により国内事業資金の70%近くの収入を得ています。一方で、アフガニスタン赤新月社のように独自の財源確保が難しい社は、連盟とICRCからの支援金で、活動のすべてをまかっています。

その他の財源確保の方法として、投資、バザー、腕相撲大会等のチャリティー事業、宝くじ、中古衣類販売、建物の賃貸、各種有料講習会、赤十字切手の販売などがあります。

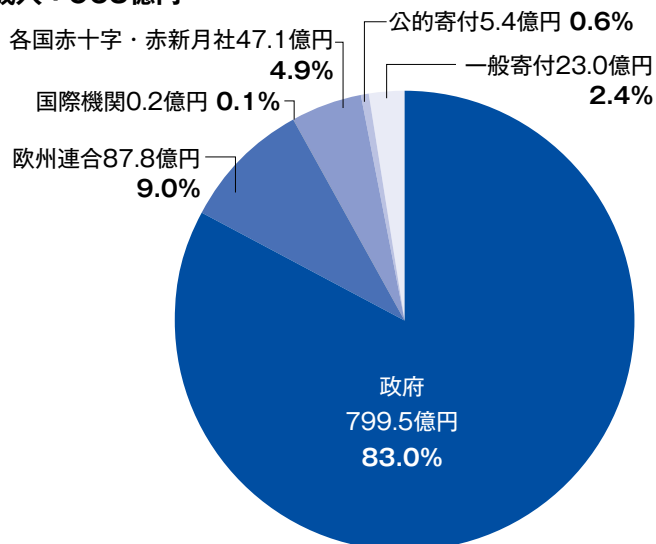
北欧を中心としたヨーロッパの赤十字社の場合、国際活動資金の多くは、政府及びECHO(欧州連合人道局)から拠出されています。



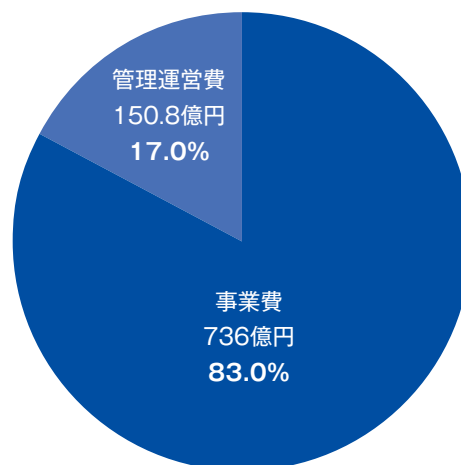
▲ © Talia Frenkel/American Red Cross

2011年度財務状況（ICRC）

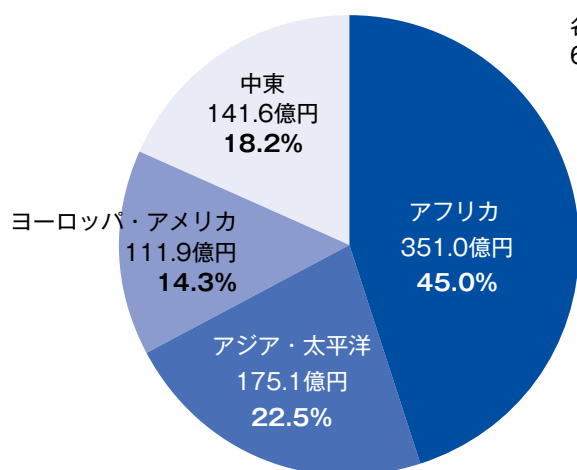
歳入：963億円



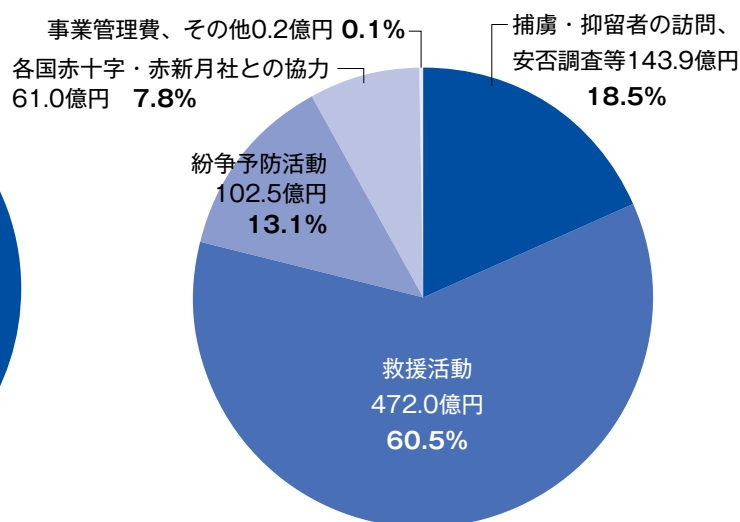
歳出：886.8億円



事業費地域別内訳：779.6億円

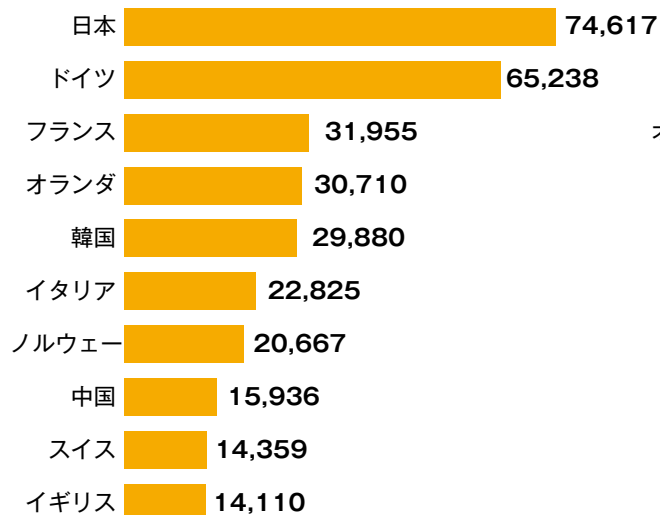


事業費分野別内訳：779.6億円



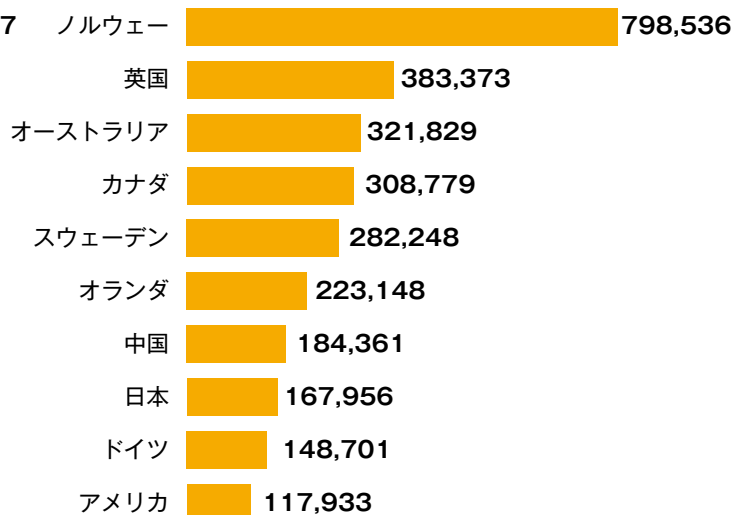
主要赤十字・赤新月社のICRCに対する任意拠出金（2011年）

（単位：千円）



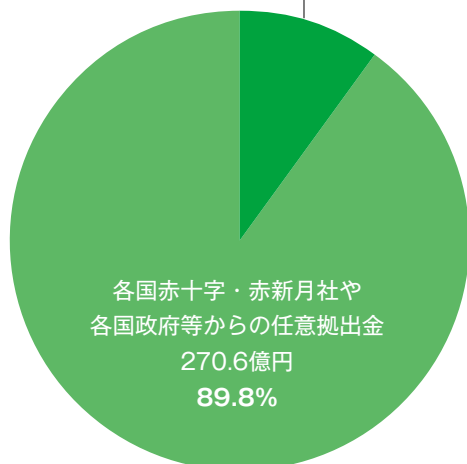
主要赤十字・赤新月社のICRCの紛争救援事業への貢献（2011年）

（単位：千円）

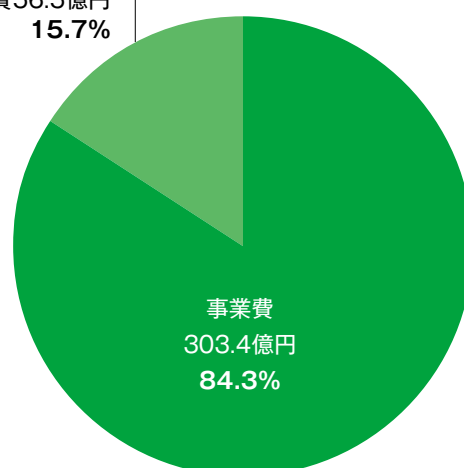


2011年度財務状況（連盟）

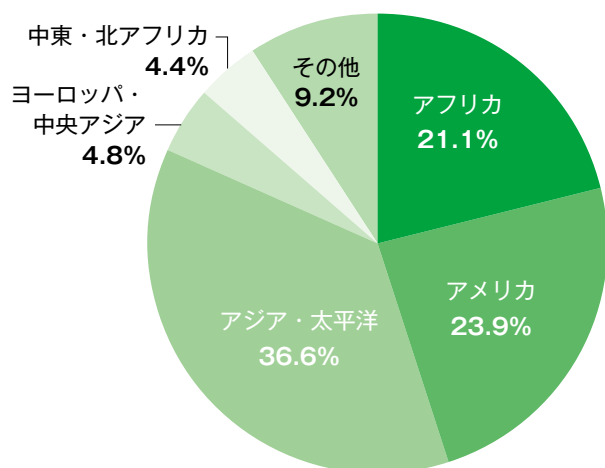
歳入：301.3億円

各国赤十字・赤新月社からの分担金30.7億円
10.2%

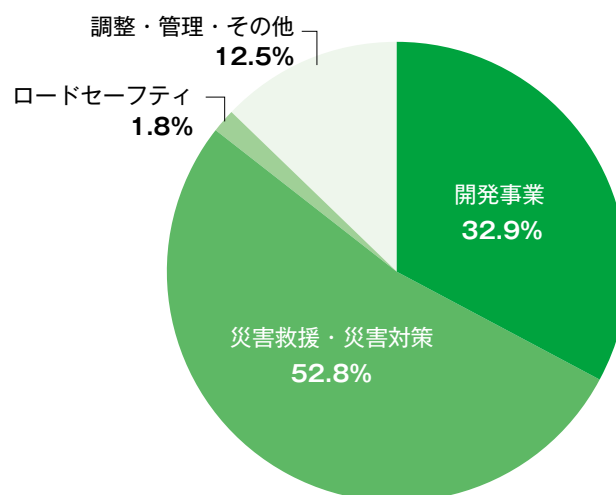
歳出：359.9億円

管理運営費56.5億円
15.7%

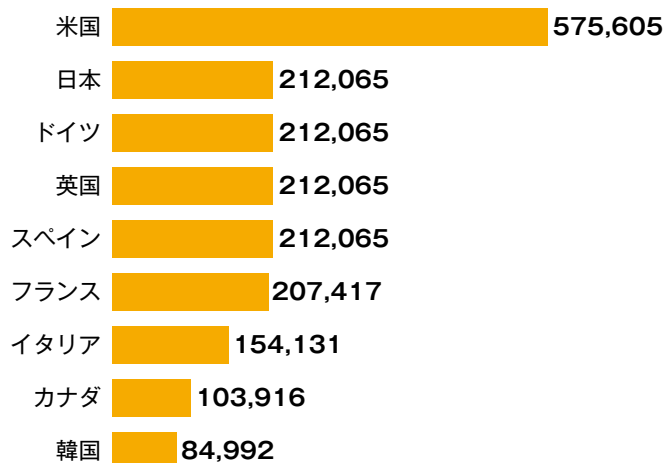
事業費地域別内訳



事業費分野別内訳



主要赤十字・赤新月社の連盟に対する分担金（単位：千円）



※1 フラン=83円で算出

発行日 2013 年 3 月
発行元 日本赤十字社
〒105-8521
東京都港区芝 1 丁目 1 番 3 号
TEL. 03-3438-1311
FAX. 03-3435-8509

日本赤十字社
赤十字国際委員会
国際赤十字・赤新月社連盟

www.jrc.or.jp
www.icrc.org
www.ifrc.org